

○議事日程

令和6年9月4日（水） 午前9時00分開議

- 日程第 1・同意第 3号 教育長の任命について
- 日程第 2・議案第 33号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 3・議案第 34号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 4・議案第 35号 開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 5・議案第 36号 開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 6・議案第 37号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7・認定第 1号 決算認定について（一般会計）（説明）
- 日程第 8・認定第 2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）（説明）
- 日程第 9・認定第 3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）（説明）
- 日程第 10・認定第 4号 決算認定について（給食事業特別会計）（説明）
- 日程第 11・認定第 5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）（説明）
- 日程第 12・認定第 6号 決算認定について（駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計）（説明）
- 日程第 13・認定第 7号 決算認定について（水道事業会計）（説明）
- 日程第 14・議案第 38号 令和5年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（説明）
- 日程第 15・認定第 8号 決算認定について（下水道事業会計）（説明）

○本日の会議に付議した事件
議事日程に同じ

○出席議員（12名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 清水友紀 | 2番 吉田敏郎 |
| 3番 石田史行 | 4番 井上慎司 |
| 5番 武井正広 | 6番 星野洋一 |
| 7番 今西景子 | 8番 寺野圭一郎 |

9番 佐々木昇
11番 前田せつよ

10番 山下純夫
12番 山本研一

○説明のため出席した者

町	長	山 神 裕	副 町 長	石 井 護
教 育	長	井 上 義 文	参 事 (兼) 企 画 政 策 課 長	岩 本 浩 二
参 事 (兼) 総 務 課 長		山 口 哲 也	参 事 (兼) 地 域 防 災 課 長	小 玉 直 樹
参 事 (兼) 福 祉 介 護 課 長		中 戸 川 進 二	財 務 課 長	高 島 大 明
税 務 窓 口 課 長		奥 津 亮 一	環 境 課 長	高 橋 清 一
保 険 健 康 課 長		土 井 直 美	こ だ も 課 長	田 中 美 津 子
都 市 計 画 課 長		柏 木 克 紀	都 市 整 備 課 長	井 上 昇
産 業 振 興 課 長		中 村 睦	会 計 管 理 者 (兼) 出 納 室 長	石 井 直 樹
参 事 (兼) 学 校 教 育 課 長		田 中 栄 之	生 涯 学 習 課 長	田 代 孝 和

○議会事務局

事 務 局 長 遠 藤 直 紀 書 記 佐 藤 久 子

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年開成町議会9月定例会第2日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 同意第3号 教育長の任命についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。

同意第3号 教育長の任命について御説明いたします。

ファイル名01、同意第3号 教育長の任命について。

1、議案と、2、参考資料をお開きください。

提案理由。教育長の任期が、令和6年9月30日をもって満了になるため、後任の教育長を任命したいので提案いたします。

今回教育長として任命したい石塚智久さんは、高潔な人柄はもとより、教職員として長年にわたり、教科指導や教育指導に携わり、豊富な経験と教育への高い意欲をお持ちです。

これまで教職員として長年勤務され、校長として学校経営を担った経験もあり、学校現場のことも熟知しております。

また、教職員としての経験に加え、県西教育事務所において教育指導員を歴任されるなど、教育行政にも通じているため、教育長に適任と考え、石塚さんの任命について議会の同意を求めるものです。

任期は、令和9年9月30日までの3年です。参考までに略歴を添付しておりますので御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田でございます。今回の教育長に関して町から提案ありました。これに関して、現教育長の継続、また、そういうのはお考えがあったのか、それとも御検討はされたのか、その辺お伺いさせていただきます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問の件ですけれども、様々なといいましようか、継続と、あとはバトンタッ

ちいただくという様々な選択肢の中で、今回の結論に至った次第です。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

今、町長から説明いただきましたけれども、人事に関してどうこう私から言うつもりはありませんけれども、一応私から質問させていただきましたけれども、その中で、やはり今回新しく教育長に提案された方は、確かに町長のおっしゃるとおりだと思います。

その中で、中学畑をずっと経験されてこられました教育長、やはり幼小中、また教育全般にわたって、いろいろとこれから御苦労があると思いますので、そういう点についても、町長から、ここに対して必要な説明がありましたけれども、その辺もう一度町長から、これからのことに対してお考えと、しっかり大丈夫だよというようなお話をぜひお願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

石塚さん個人の御経歴であったり、信頼し得ると、開成町の教育行政を託し得るということにつきましては、先ほどの口述のほうで簡単ではありますが、述べさせていただいたとおりであります。

中学校の校長先生、もしくは中学校の教職員としての御経験という点も、逆に言えば幼稚園、小学校での御経験はないということにはなりますけれども、これまでの長年の経験の中でも全く問題ないと信じておるところであります。

あと最初の御質問にも関わるかとは思いますが、副町長にしても、教育長にしても、いろんな考え方はあると思います。さらに言うと、町長も私の中では、選挙で選ばれる立場でありますけれども、同様の考えなんですけれども、それぞれ強みというか、もしくはいろんな考え方というのは、それぞれあると思います。違うと思います。

そういうことが一定期間お務めいただいて、私も務めて、バトンタッチすることによって、いろんな町として幅広く総合的に強みを増していくと考えております。

その意味で今回の教育長の人事に関しましても、その視点も非常に大事にしながら考えさせていただきました。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論はないようですので、採決を行います。

同意第3号 教育長の任命について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって、同意しました。

日程第2 議案第33号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長(山神 裕)

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により、令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(山本研一)

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長(土井直美)

それでは、開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて説明させていただきます。

ファイルナンバー02、議案第33号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてをお聞きください。

まず、改正の概要です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険の被保険者証の廃止が、令和6年12月2日から施行することに伴い、国民健康保険の被保険者証も廃止となるため、町国民健康保険条例における被保険者証に関する規定を削除するものです。

それでは、議案を御覧ください。

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。表の右が改正前、左が改正後です。

第14条、開成町国民健康保険条例14条より前の6条に、以下、「法」という
という文言が記されているため、14条を改めます。

また、国民健康保険法から引用する項番号9項を5項に改め、または以降、下線
部、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合を削除します。

附則でございます。施行期日は、令和6年12月2日から施行いたします。

経過措置としまして、既に発行済みの被保険者証は、有効期限が最長でも令和7
年7月31日まで使用可能なため、被保険者証に係る施行日から被保険者証の有効
期限までの行為については、改正前の罰則規定を適用します。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第33号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定すること
について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。
ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第34号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定すること
について、を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。地方税法等の一部改正に伴い、固定資産の課税標準に関わる特例措置
が新設されたことに関し、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正す
る条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（奥津亮一）

それでは、議案第34号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定すること
について御説明させていただきます。

ファイルについては、03、議案第34号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてになります。

まず、今回の条例改正の概要を御説明させていただきます。

今回の条例改正は、令和6年度税制改正で、令和6年4月1日に施行された地方税法等の一部を改正する法律に伴う改正でございます。

具体的には、特定バイオマス発電設備の追加になります。また、地方税法等の改正に伴い、これを引用している号ずれについても改正をさせていただきます。

それでは、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右側が改正前、左側が改正後になります。

改正箇所については、附則第15項になります。

第7号は新設で、特定バイオマス発電設備を追加するものでございます。対象となる要件については、バイオマスのうち木竹に由来するもの、または農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもの、出力1万キロワット以上、2万キロワット未満などとなっております。

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した場合、課税後3か年度分の固定資産税について、課税標準となるべき価格に7分の6を参酌として、14分の11以上、14分の13以下の範囲内で減額することとなっております。

本町といたしましては、あえて地方税法と異なる規定を設ける必然性がないことから、地方税法のとおり、参酌基準の7分の6を採用しております。

第8号から第13号につきましては、地方税法の改正に伴い、引用条文に号ずれが生じているため改めるもので、これらの規定は、償却資産の課税標準に係る我が町特例を定めたものでございます。

改正前の欄の第13号につきましては、引用しておりました地方税法附則第15条第32項が削除となったため、町条例においても同様に削除するものでございます。

続いて3ページを御覧ください。附則でございます。

第1項は、施行期日で、この条例は公布の日から施行いたします。

第2項は、以降は経過措置になります。第2項は、改正後の税条例の規定中、固定資産税に関する部分については、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものいたします。

第3項は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された特定再生可能エネルギー発電設備の固定資産税は、なお従前の例によるものとしま

す。

第4項は、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に、政府の補助を受けた特定事業所内保育施設の固定資産税は、なお従前の例によるものとしたします。

御説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第34号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定ことについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（全 員 賛 成）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 議案第35号 開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

○町長（山神 裕）

提案理由。近年の最低賃金の上昇や、物価高騰などの社会経済情勢の変化に伴い、施設運営の安定及びサービス水準の維持を図るため、利用料金の上限額を改正したいので、開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、ファイルナンバー04、議案第35号 開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明させていただきます。

はじめに今回の条例改正の趣旨、改正案の概要について御説明させていただきます。

開成駅前の自転車等駐車場は、指定管理者制度により、施設の管理運営を行っている公の施設でございます。

今回の一部改正は、提案理由にもありましており、近年の最低賃金の大幅な上昇や、物価高騰などを踏まえ、今後も利用者に適切なサービスの維持・提供を図るため、利用料金の上限額を改定するものでございます。

それでは、資料の２ページ目を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例。

開成町自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

別表第２になります。自転車の一般の定期駐車を改正前の１，２５０円から、改正後１，８００円に。

同じく学生の改正前９４０円から、改正後１，３６０円に。

原動機付自転車の改正前２，４００円から、改正後３，０００円に。

自転車の随時駐車の改正前１００円から、改正後１５０円に。

同じく原動機付自転車の改正前２００円から、改正後３００円に、それぞれ利用料金の上限額を改めるものでございます。

附則でございます。本条例改正の施行期日は、令和７年４月１日から施行するものでございます。

経過措置として、施行の日前の利用料金については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

１番、清水議員。

○１番（清水友紀）

１番、清水です。定期的に利用される方と随時駐車という方の利用者の比率のようなのが分かりましたらお願いします。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

令和５年度の実績で言いますと、定期利用者が約７４％、随時、一時利用者が約１６％といったような形でございます。これはどちらかということ、利用料金の差というような形で、今のパーセンテージの差でなっております。

○議長（山本研一）

１番、清水議員。

○１番（清水友紀）

では、駅に近い民間の駐輪場も大分増えておりますけれども、そちらのほうとの

料金の比較はどのようにされているでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

今回この上限額の引上げについては、先ほど言ったような形で、最低賃金の上昇や物価の高騰を踏まえてというのが、社会経済情勢の変化に伴ってということなんですけれども、近隣の開成駅前の駐輪場につきましては、そちらの料金との比較も踏まえた中で今回改定させていただいております。

開成駅前の民間が運営している利用料金については、月額について学生・一般ともに1,980円でございます。原動機付自転車の月額利用が3,300円ということでございます。こちらとの比較も踏まえた中で、今回上限額の改定案を提示させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では学生さんの利用がどの程度かというところも気になるところですけども、やはり民間に比べると、学生向けに思いやりがあるというか、気遣いがあるような金額ということで理解しました。

こちら、やはり定期的な利用者が大分多いのは、平日がほとんど埋まっているように見えるので、週末はガラガラなんですね。なので比率も理解できるところです。

また、こちら公共施設として造られてから40年近くたっているというところで、今後、修繕の計画などがおありでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

こちら平成7年度に設置した施設ですので、約30年ということでございます。御存じのとおり30年というような形で、結構年数もたっておりますので、細かな故障等々については、指定管理者のほうで事前になるべく長寿命化も図りながら、なるべく早い段階で修繕を実施して使っているというような状況でございます。

○議長（山本研一）

4回目になりますので、簡潔にお願いします。

○1番（清水友紀）

ちょっと聞き漏らしてしまった学生さんと一般の方というのが、定期利用者の中の比率が分かっていたらお願いします。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

これの令和5年度の実績で言うと、ほぼ同数で、学生が51%、一般が49%といった実績でございました。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

ちょっと御説明があった部分でしたら、ちょっと申し訳ないんですけども、この条例、上限額の設定となっておりますけれども、基本的な料金としてみてもいい金額なのか、ちょっと確認させてください。この金額で運営をしていくということによろしいですか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

こちらについては、現在は上限額目いっぱいということで、学生は940円、自転車というんです。一般は1,250円で利用料金設定させていただいておりますが、また今後、指定管理者の議案、今後ありますけれども、一応自転車駐車場については、5年間の指定管理期間ということで、今現在やらせていただいておりますので、今後5年間を見据えた中でということで上限額をまずは設定したいと思って今回提案させてもらったものです。

あくまで上限額であって、これ上昇幅というのは少し大きいので、この上限額を利用するというのは、今後、新たな指定管理者との協議の上、町長が承認するものといったことになっておりますので、現時点で上限額目いっぱい、来年度以降、利用料金を設定するというような考えは、地域防災課の中ではないということでございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。それで、この改定の理由として、施設運営の安定及びサービス水準の維持を図るためということですけども、この金額を設定するに当たって、駐輪場の利用率というのをどのように考えて行ったのか。現状、これまでの利用率と、今後の考えられる利用率、その辺も含めてちょっとお聞かせください。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

実はこれ、令和5年度の実績で言うと、自転車の定期は約8割、正確には80.6%の年間を通じての利用率でございました。コロナ禍のときは、もうちょっと70%台まで落ちてしまった。逆にコロナ禍前で言うと、90%を超えていたというような年もありましたので、そういった部分で言うと、少し回復はしてきたんですけども、もう少し町としても、様々な利用者サービスの向上等を新たな指定管理者と共に検討しながらですね、利用率の向上については図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。この改定に当たって、これまでの利用率が80.6%ですか。この改定に当たっても、この利用率で計算されたのかです。ちょっと私的には厳しいお話かもしれませんが、指定管理者さんのここの経営努力というものもちょっと考えられてもいいのかなというところもあるんですけども、その辺についてちょっと御説明をお願いします。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

現在の指定管理者については、非接触性の交通系のICカードの導入ですとか、また防犯カメラの設置、また、すぐに連絡できるようコールセンター、ホームページでのメール回答、チャリナビといったような形の情報提供等々、利用者サービスの向上に努めていただいているところでございます。

ただ、やはり先ほど来言っておりますけれども、最低賃金の上昇率というのが、現在の指定管理者は、平成24年度から管理していただいている事業者なんですけれども、その当時の最低賃金というと849円です。この施設というのは、指定管理料のお支払いはないと、あくまで利用料金収入のみで運営をいただいているというような形の指定管理施設でありますので、そう考えると、849円から、今年の10月に改定予定の1,162円になると、実に約37%ほどのアップになってしまう。そういった中で、現在もほぼ支出のほとんどが固定費でございます。そのうち、固定費のうちの約6割が人件費ということを考えれば、やはり施設の安定、利用者サービスの向上等を含めれば、利用料金の上限額の引上げというのは、やむを得ないのかなと個人的に思っております、そういったような背景の中で、今回提案させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。これ利用者の比率なんですけども、町内の方が駅を利用するために利用されるというのと、町外の方が駅を降りて、そこから町外の学校なり勤務先に向かうということで利用されるのと、その比率が分かればお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

すみません。そのデータはちょっと今持っていないので、後ほどお答えさせていただければと思いますが、恐らく町内の方が、7割ぐらいは占めているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございませんか。

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第35号 開成町自転車駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第36号 開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。近年の最低賃金の上昇や物価高騰などの社会経済情勢の変化に伴い、施設運営の安定及びサービス水準の維持を図るため、利用料金の上限額を改正したので、開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

よろしくお願いいたします。それでは、ファイルナンバー05、議案第36号 開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて説明をさせていただきます。

はじめに、今回の条例改正の趣旨、改正案の概要について説明させていただきます。

開成水辺スポーツ公園は、指定管理者制度により、施設の管理運営を行っている公共施設になります。

今回の一部改正は、近年の人件費の大幅な上昇や物価の高騰などを踏まえ、今後も利用者への適切なサービスの維持・提供を図るため、利用料金の上限額を改定するものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

続いて別表になります。パークゴルフ場の上限額を改正前の1人、110円から、改正後の1人、200円に。

野球場の利用単位を改正前の2時間から、改正後の1時間に。上限額を改正前の2,100円から、改正後の4,000円に。

少年野球場兼ソフトボール場の利用単位を改正前の2時間から、改正後の1時間に。上限額を改正前の2,100円から、改正後の4,000円に。

サッカー場の利用単位を改正前の2時間から、改正後の1時間に。上限額を改正前の2,100円から、改正後の6,000円に。

最後に管理センターの施設区分を管理センター研修室とし、利用単位を1時間と規定し、上限額を改正前の無料から、改正後の1,000円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則でございます。本条例改正の施行日は、令和7年4月1日でございます。

経過措置として、施行日前の利用料金については、従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。先ほどの自転車のところも含めて、人件費の向上、運営を維持していくということは、よく分かります。ただ、今回の水辺のこの上限金額を見ると、これ2時間から1時間になっているということだと、例えばサッカー場は実質6倍と、上限の引上げが。野球場、ソフトボール場は4倍と。パークゴルフ場は2倍と。いろんな理屈はあるんでしょうけれども、上げていかなきゃいけないということは分かります。ただ、何となく公平性というものを考えたときに、ちょっとどうかと思うところがあったりとか、仮にこれ、上限設定されると、サッカー場、これ例えば子どもたちのような団体が、果たして1日そこで練習試合、大会をやろうと思ったときに借りられるでしょうか、上限金額になったときと私は思うんですが、その辺りはどう考えておりますでしょうか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

今回上限額の設定というところで、金額をこの表の中でサッカー場は6,000円ということで、御指摘のとおり設定をさせていただこうというものでございますが、この料金設定については、指定管理者がまず設定をして、町長の承認を得るという形になります。この料金設定についていろいろな創意工夫をこの中で出してもらいたいという思いを込めての料金設定というものを期待しているものです。例えば子どもであれば金額を下げましょう。社会人の団体であれば上げましょうという形で、1つの金額設定ではなく、それぞれのケース、年齢だとか、団体の所在地、あと利用目的、いろいろなことが考えられると思いますが、それに即した料金設定を指定管理者に提案してもらいたいという、そういった思いで設定しているものでございます。

以上となります。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

少しだけ今の答弁聞いて安心したところはあるんですが、結局これは上限設定するけれども、今後、様々な形でうまい料金の体系にしていくと。例えば町の子どもたちであれば、団体であれば、もう少し料金を安くしていただくとか、少なくともこのサッカー場の1時間6,000円というのは、1日使ってお昼休みとかないわけですから、もし8時間とか使ったら4万円、5万円とかになるわけですね。さすがにいい天然芝で、県西地域を見てもほとんどない。それは分かっていますが、となると、今度借りる人が本当に限られてきてしまうと。利用率が下がっていく可能性

もあるということもありますので、やっぱり様々なバランスを取りながら利用率が上がって、やっぱり開成町のこの水辺スポーツ公園はいい場所だよね、野球場も使いたいよね、ソフトボール場を使いたいよね、サッカー場も使いたいねと思えるような料金体系というのをつくっていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えいたします。

料金設定については、議員のおっしゃるとおり、こちらも同じような思いで考えてございます。

その中で、県内の自治体だとかの料金設定だとかも比較した中でこのような料金設定を今回考えさせていただいております。ですので、県西で確かにサッカー場であれば、芝がかなり良質なものであるだとか、そういったところも施設の売りでもありますので、その中で、ほかと戦える料金というものを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

今回の料金設定につきまして、私も理解はしておりますけれども、ちょっと何点か質問させていただきます。

野球場、ソフトボール場とサッカー場で今回差がつかれましたけれども、私もこれは賛成をしております。これはどっちがいい悪いとかじゃなくて、やっぱりサッカー場はそれだけの価値があるということで考えておりまして、それだけの価値があるサッカー場ということで理解しておりますけれども、このちょっと差をつけた金額の根拠ですかね、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

議員の今の御質問にお答えさせていただきます。

差をつけた根拠というところに関しては、緑地管理という費用の中で、指定管理者がどのぐらい費用をそこに注力しているのかということを見るときに、ソフトボール場と少年野球場に対して、サッカー場は2倍から2.5倍の費用がかかっていると、そういった実態の部分を見て料金設定に反映しているものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。それで、ただいま同僚議員からも質問ありましたが、あくまで先ほどの駐輪場と違ってこちらの上限設定ということで、一般的な利用料は、恐らくこれは上限額より変えてくると思うんですけども、その金額設定というか、その金額をやはり一般の方たちにしっかり伝わるように周知していただきたいと思うんですけども、ちょっとその辺の考え、何かあればお聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えします。

もちろん、町として広報だとか、ホームページを使った周知というのは、当然していくことになるかと思えます。それ以外に、町のスポーツの拠点として水辺スポーツ公園がございますので、水辺スポーツ公園の施設を使った周知、例えばモニターもございますので、そういったところを使った周知も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

7番、今西景子です。町内の公園でボール遊びができるところが限られていて、この水辺公園のサッカー場とか、ソフトボール場の芝生のところで、親子なんか子どもたちがサッカーのちょっとボール遊びといいますか、をしているところ、そこはお金が発生するところだからという声がかかると聞いておりますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えします。

原理原則的には、やはり有料施設となっておりますので、当然管理人からすれば、指定管理者からすれば、声をかけざるを得ないのかなというところがございます。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

承知しました。それでは、水辺公園内でボール遊びができるところはございますでしょうか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

御質問にお答えいたします。

ボール遊びができると限定をすると人がいなければという形にはなりますが、管理棟の横の遊具広場、それとサッカー場の下流、ワイルドフラワーという本当に小さな、小さなというか、三角地になりますが、その辺りが空白地に、そこではございません。一番下流側になるかと、ございます。

以上です。

○議長（山本研一）

今西議員、本題とちょっと外れていますので、また別の機会にお願いしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第36号 開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第37号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。近年の最低賃金の上昇や物価高騰などの社会経済情勢の変化に伴い、施設運営の安定及びサービス水準の維持を図るため、利用料金の上限額を改正したので、あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

それでは、ファイルナンバー06、議案第37号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて説明させていただきます。

はじめに、今回の条例改正の趣旨、改正案の概要について説明させていただきます。

あしがり郷「瀬戸屋敷」は、指定管理者制度により施設の管理運営を行っている公共施設です。

今回の一部改正は、平成17年度の瀬戸屋敷開園以来20年が経過しようとしておりますが、その間、消費税の引上げや駐車場拡張に伴う場合を除き、利用料を改定をしておりません。

近年の物価高騰、最低賃金の大幅な上昇を踏まえ、今後も利用者に適切なサービスの維持・提供を行うため、利用料金の上限額を改定するものでございます。

2ページ目を御覧ください。

開成町条例第 号。

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

別表になります。オク、ゲンカンの上限額を改正前の200円から、改正後午前10時から午後5時までを500円、午後5時から午後9時までを700円に。

ヒロマの上限額を改正前の200円から、改正後午前10時から午後5時まで500円、午後5時から午後9時まで700円に。

オンナベヤ、ヨジョウ、オネマの上限額を改正前の200円から、改正後午前10時から午後5時まで500円、午後5時から午後9時まで700円に。

土蔵の上限額を改正前の520円から、改正後午前10時から午後5時まで1,500円、午後5時から午後9時まで2,000円と。

駐車場、普通自動車を改正前の520円から、改正後1,500円。大型自動車を改正前の2,000円から、改正後5,500円に。

ヘツイを改正前の100円を、改正後5,500円に。それぞれ利用料金の上限額を改めるものでございます。

附則でございます。本条例改正の施行日は、令和7年4月1日から施行するものです。

経過措置として、施行日前の利用料金については、従前の例によるものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。駐車場の料金が、改正前のほう、普通自動車1回につき520円だったんですけども、あじさいまつりのときなどは有料で、たしか1,000円だったかなと思うんですけども、そういう特別なときは、やはり開成町が主催という特別なときは、このような条例とはまた別の話ということになるのでしょうか。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

質問にお答えいたします。瀬戸屋敷のあじさいまつりの駐車場の料金については、条例でやはり定めております。上限額を定めておりますので、その上限を守って、現在は上限額ですので、実際には500円という形で、1台500円という形で駐車場利用料として徴収しているという形になります。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

私は、あじさいまつりに出るときは、別の駐車場にとめていて、そちらが1,000円でしたので、瀬戸屋敷は500円だということでした。

こちら瀬戸屋敷というのが、もともとコンセプトとか、文言は出ましたけど、みんなにとっての故郷というところで、やはり町民にとっては、そこをお茶だけする方とか、もう何度も来てお茶だけする人もいますし、町民が町外の方を開成町にこんないいところがあるんだよと紹介するためにも使うので、そういうカフェ、コーヒーを飲むのに駐車場代を払うのかというところ、そういう考え方をすると、やはり町外の方と町民の方というのは分けて、お部屋の利用も含めて、町民の方には寄附を考えるですとか、そのような立場を町としては、指定管理者さんから相談されたときにぜひ取っていただきたいと思いますが、御見解を伺います。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

質問にお答えいたします。

今の質問の駐車場を年間通じてずっと有料で取っていくということではなく、時期時期に応じて取ることができるという形なので、ずっと有料になってしまうということでは、まずございません。

そして、部屋の利用料金につきましても、この部分が、当然入園して拝観をされ

るという方ももちろんいらっしゃいます。入園料として取るということではなく、部屋を使う方から一定の料金、利用料等を頂くという形ですので、瀬戸屋敷に入ると全部有料になってしまうというものではございません。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

それは承知しておりますけれども、町民の方が文化的活動をしたり、ボランティアでちょっと集まりをしたり、そういうこともあるわけです。公益団体が利用したり。それとは別に、都心の方々がわざわざよい雰囲気、来られて営業活動をするというのは、やはり全然違う話になりますので、御検討いただきたいと思いました。

また、町民に何か、本当にこれは、そのときは有料になってもと納得されるところで有料にするという考えだということは理解しましたけれども、できるだけ町民の方に、このみんなの故郷の瀬戸屋敷の駐車料金というところで負担にならないように、まだできることがたくさんあると思ひまして、バスが公共機関がないのにか、バスがあるときだったら、あじさいまつりのように、あえて車でという方から頂くとか、あとは、管理会社のほうも今インバウンドのツアーがすごく多いですけども、そういう今の入っているツアー会社、よくすごく限られていて、しかも、ツアー会社は、中でのお買物を制限しているツアー会社です、できるだけここではソフトクリームだけを提供するですとか、そういったところなので、管理会社のほうが、また別の中でお買物を促進するような会社を営業活動をするですとか、またはツアー会社だけではなく、個人のお客様を都心や外国の方々がもっと訪れるようにというところを、そして内部でもっとなかなか何なんでしょうか、この数字に表れるとすごく分かりやすいので、そう感じてしまうところなんですけれども、今後、全体運営として町民感情考えて、助言のようなところをされるお考えというのはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

指定管理者制度につきましては、若干基本的なお話をさせていただきたいのですが、これまでお認めいただいた部分も含めて、指定管理者制度は御案内のとおり平成15年、たしか自治法の改正によって、できた制度であって、公の施設の管理運営については、基本的には直営で行う。業務委託とする場合には、公益的な団体ですとか、政令によって示された団体に限られていたわけですけども、これを民間開放という形の中で、指定管理者制度というのが制度化されました。

今回の議案については、その上限額の設定ですが、ここについて言えば、基本的にもう1つ自治法の中で、公の施設等の利用料ですとか、手数料ですとか、証明発行ですとか、これは条例で規定しなければ取ることができませんので、条例で規定するという中で、ここの上限額という部分が非常に微妙なところで、これまでも何

人かの議員の方が御質問された御懸念は非常によく分かるところなのですが、そもそも指定管理者制度につきましては、業務委託ではなくて、委任行為になります。話はなかなかややこしい話になるのですが、当然町は指定管理料というものをお支払いします。ただ、先ほどお認めいただいた駐輪場の部分については、使用料でほとんど賄えるので、指定管理料は要らないよという指定管理者の提案によって、お支払いは0になっております。

もう少し細かく言うと、先ほどの利用率どうなのだろうという部分につきましては、民間委託をしたというか、民間に委ねたという指定管理者制度のポイントの1つは、性能発注みたいな話であって、公共の行政がやるよりは、民間ノウハウを最大限發揮していただいて、マーケティングというか、そういう部分も当然加味していただいて、行政がやるよりは、指定管理者のノウハウで、このぐらゐの使用量であれば、このぐらゐの収入が必要見込めて、収入があるだろうと。ただ全体の経費としては、このぐらゐ足りないのて、これは行政から指定管理料もらわないとできないという例ですとか、あるいはこのぐらゐの使用料であれば、需要も見込めて、しかも指定管理料ももらわずに、自分たちも利益が出るというものについては、指定管理料は要らないですよ。

町はそこを一番当然望むわけですが、あともう1点、訂正的な部分からすれば、住民が非常に使いやすいですと。あるいは先ほどもありましたとおり、水辺スポーツ公園のような、これは手前みそでの話で恐縮ですけども、議員がおっしゃられたとおり、サッカー場だとか、芝生の状態とかは本当に自慢ができるようなそういう状態、それを町民が使えるわけなので、そういうところで指定管理者制度になってございます。

今、議員の御質問の部分については、当然モニタリングという部分として町は、こういう指導もどうなのだという話は全くおっしゃるとおりで、その辺のところは行政がモニタリングした中で指導といいますか。

もう1つ前の質問であったのは、指定管理者制度のもう1つのポイントは、行政処分まで委ねてしまう委任行為なので、貸し出す権限とかというのは、指定管理者が持つことになります。指定管理者の権限で貸出しの許可ですとか、そういったものをするて。

ただ、野放しかよという部分ではなくて、それは先ほど清水委員がおっしゃられたとおり、モニタリングの中で、こういうような形として、行政としては考えているのて、どうなのだろうというのは、当然、毎年の報告の中を受けてやっていると。ちょっと話が長くなって申し訳ないですけど、そういう構造となっていますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。先ほど来から上限額というものをもちろん含んだ条例の一部改正であるということは十分理解をしているところでございます。

同僚議員が質問されておりまして、駐車場の部分について質問をいたします。

前条例の水辺公園の条例の条例改正の中には、利用単位という部分も改正を御提案されて可決されたわけでございますが、このあしがり郷の瀬戸屋敷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましても、利用単位に目を向ける部分もあるのではなかろうかと。特に普通自動車につきましても、1回につきというのではなく、利用単位を例えば1時間につきというような御提案の仕方が腑に落ちるなど。先ほど同僚議員も申しておりましたように、友人を連れて、ちょっと休憩を取るといったような町民に利用しやすい瀬戸屋敷であるというような観点からも、この1時間につきという、その利用単位についての条例改正に至る話があったのか、なかったのか。その辺、利用単位につきましてもの事を鑑みて、また、上限額の利用料金の改正に至るべきだと思いますが、御見解をお述べください。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

駐車場の利用単位につきましても、人件費の高騰というのも理由の中に含めておりまして、その分が瀬戸屋敷の駐車場については、入口、そして出口という部分があるのですが、そこ1時間単位の中で、人を配置をさせていただく中で、ずっと管理をしていくというところについては、難しいというところと、もう1つあじさいまつりしか、瀬戸屋敷については、一応今のところ料金を徴収していないという中で、あじさいまつりと準じた形の中で1回につき幾らと。あじさいまつりでは、これは実行委員会組織が行っているものですが、1回当たり1,000円と先払いというような形を取っておりまして、その辺の内容と合わせた形の中で検討はしたのですが、取っていかうというような提案になっております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。ただいま課長が御答弁いただいたことも加味して、先ほども御答弁あったように、上限額であって、年間を通じて取ることができる駐車場代金になったということで理解をいたしました。

また、大分多数の議員が、この件に関しましては質問を続けておるわけでございます。やはり幾分、分かりにくい部分があるが、このままこれが町内に条例改正というのが発信されれば、町民からはちょっと分かりにくいのではないかと懸念も覚えるところでございます。その点、細部にわたって、町民が分かりやすいような形で条例改正が独り歩きすることのないような形のもので、この条例の動きがありますことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいですか。

○11番（前田せつよ）

では一言、町民へのこの辺の条例に関して、戸惑うことのないような形で、行事ごとにその辺、細部にわたって町民に発信していただけるかどうか、その辺の配慮についての町の対応について、一言お願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

ただいまの質問について、お答えをいたします。この部分については、指定管理者が提案をして、承認を町ですという形になりまして、その後、しっかりと町もそうですが、指定管理者側でも、実際のこの条例とは当然違う料金の設定になれば、その料金を含めてしっかりと町民の方に分かってもらえるようなPRという部分をしていきたいと思っております。

○議長（山本研一）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。設備のところで、これは煮炊きするかまどだと思うのですが、改正前、現行100円というところが、改正後は5,500円、55倍になっています。これは当然ながら理由と根拠があると思いますので、この場で一度御説明をいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（中村 睦）

御質問にお答えをいたします。冒頭、説明させていただいたとおり、瀬戸屋敷については、平成17年度の瀬戸屋敷開園以来、利用料金を改定していないというところがございまして、その当時から1回につき100円という形でしたが、瀬戸屋敷、指定管理が、平成29年から指定管理者制度を導入しまして、その中で管理をしていく中で、ヘッツイという部分については、まさにかまどを使用する。その中で火を使用するというところで、準備、そして火の始末といった形の中で、準備では薪を割る作業から火をつけて、火が安定するまで人がずっと張りついている。そして片づけるといった部分では、火を始末するといった部分で、最終的に2時間程度準備と片づけにかかるということを想定しておりまして、その部分で、人をその間やはり火を起こすという部分があります。火を使うといった部分がありますので、人を配置するといった観点から利用料金を100円から5,500円という形に提案をさせていただいたというところなんです。あくまでもこれについては上限額という形です。その根拠としましては、厚生労働省の毎月勤労統計調査、地方調査の中で、神奈川県の部分で神奈川県平均時間単価としまして、2,090円で、利用が夜の

9時まで使う場合も可能性としてありますので、法定外の時間単価としては、2,612円というような形で、この辺を加味しまして、2時間程度を想定をするという中で5,500円というのを上限額として提案をさせていただいたものになります。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第37号 あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩いたします。

再開を10時30分いたします。

午前10時12分

○議長（山本研一）

再開いたします。

午前10時30分

○議長（山本研一）

日程に入る前に連絡事項を申し上げます。令和5年度会計の決算認定が提出されておりますので、櫻村雄一代表監査委員に議場への出席をいただいております。

日程第7 認定第1号 決算認定について（一般会計）から日程第10 認定第8号 決算認定について（下水道事業会計）及び日程第14 議案第38号 令和5年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての計9議題を開成町議会会議規則第36条の規定に基づき、一括議題とします。

初めに、令和5年度決算に関わる会計年度中の主な施策の成果及び予算執行状況報告を町長に求めます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

資料は、07、認定第1号から第8号共通、令和5年度開成町、歳入歳出決算書3、付属資料の2ページを御覧ください。

令和5年度各会計歳入歳出決算を議会の認定に付すに当たり、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、この会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況を報告します。

令和6年9月3日、開成町長、山神裕。

令和5年度一般会計の決算は、歳入総額が82億2,515万8,000円、歳出総額が77億6,314万2,000円となり、歳入歳出差引額は4億6,201万6,000円で、翌年度への繰越財源額2,283万8,000円を差し引いた実質収支は4億3,917万8,000円の黒字となりました。

前年度との比較では、歳入総額は6億1,577万の増、歳出総額は6億3,929万5,000円の増となっております。

なお、令和5年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支に、財政調整基金の積立額や取崩し額などを差し引いた実質単年度収支は、1億1,374万1,000円の黒字となりました。

主な歳入項目では、町民税は16億7,010万7,000円、前年度比15.1%の増で、個人町民税は人口増などにより増となり、法人町民税も増となったことから増収となりました。固定資産税は14億7,070万円、前年度比1.1%の増で、土地は地価の下落や住宅用地特例の適用により減収となりましたが、家屋は新築家屋の増により増収となり、総じて増収となりました。町税全体では33億2,154万6,000円、前年度比7.7%の増となりました。

その他の歳入項目では、地方交付税は、令和4年度の法人町民税の減収に伴い、基準財政収入額が減となったことにより、7億6,236万8,000円、前年度比33.0%の増となりました。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる国庫補助金等が減となったことなどにより12億1,895万8,000円、前年度比5.2%の減となりました。

県支出金は、小児医療費助成事業費補助金の対象拡大による増などにより5億343万2,000円、前年度比10.6%の増となりました。

繰入金は、町民センター空調設備改修工事及び福社会館空調システム更新工事に充当するために公共施設整備基金を繰り入れたことなどにより3億3,608万5,000円、前年度比50.4%の増となりました。

町債は、町民センター空調設備改修工事及び福社会館空調システム更新工事に伴う借入れを行ったことなどにより、5億9,150万円、前年度比48.0%の増となりました。

主な歳出項目の増減内容を性質別に見ると、扶助費は価格高騰重点支援給付金の給付及び保育所入所児童の増などにより16億1,185万2,000円、前年度

比13.6%の増となりました。

普通建設事業費は、町民センター空調設備改修工事及び福社会館空調システム更新工事等により、7億9,126万1,000円、前年度比54.0%の増となりました。

公債費は、庁舎建設に係る町債の元金償還開始等に伴い5億7,819万1,000円、前年度比15.8%の増となりました。

積立金は、令和6年度以降の普通交付税の精算に備えて、財政調整基金積立を行ったことなどにより4億2,130万6,000円、前年度比で大幅増となりました。

以上のように令和5年度は、計画的な基金や事業債の活用により歳入を確保し、適正な執行に努めた結果、町民生活に関わる課題に対応し、的確なサービスを提供しながら、将来を見据えた大規模事業も停滞させることなく執行することができました。

特別会計の歳出決算額では、国民健康保険特別会計は16億255万1,000円となり前年度比3.5%の増で、保険給付費の増に伴う国民健康保険事業納付金の増などによるものです。

介護保険事業特別会計は、13億8,843万4,000円となり、前年度比7.8%の増で、要支援・要介護認定者の増によるものです。

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計は、5億8,877万2,000円となり、前年度比34.2%の増で、用地先行取得費の増によるものです。

一般会計に5つの特別会計と企業会計の水道事業会計及び下水道事業会計を加えた決算額の合計は、歳入決算総額134億5,942万7,000円で、前年度比8億9,964万2,000円、7.2%の増、歳出決算総額は128億8,100万4,000円で、前年度比9億5,407万2,000円、8.0%の増となりました。

一般会計における主要な財政運営指標では、経常収支比率が86.3%と前年度より3.1ポイント下がりました。健全化判断比率関連の指標では、実質公債費比率は、0.6ポイント上がって5.6%、将来負担比率は3.5ポイント上がって31.8%であり、引き続き健全な財政状況が維持されています。

それでは、第五次開成町総合計画の8つの政策に沿って、令和5年度決算の概要を報告します。

1、町民主体の自治と協働を進めるまち。

個人の生活様式や価値観の多様化など、様々な町民ニーズに対応したまちづくりを進めるために、町民、事業者、団体などとの協働を意識した事業を展開しました。

町民などが行う自発的、自主的に実施する公益的な活動に対する「協働のまちづくり事業応援補助金」を創設し、計5団体に補助しました。町民などが地域活動を知り、実際に参加する機会とするため、町民フェスタを開催しました。また、担い手の資質向上のための協働のまちづくり講座を実施しました。

地域コミュニティの中心となる自治会には、交付金や自治宝くじコミュニティ助成事業を活用した備品整備などの支援を引き続き実施するとともに、転入者に対しては自治会の必要性や活動内容を説明するなど加入促進に努めました。

また、事業実施における財源確保及び企業との連携深化のため、企業への営業活動や、県が主催するマッチング会への出席等を通じて、企業版ふるさと納税の獲得に注力しました。本年度は、3社から現金及び現物により約158万円相当の御寄附をいただき、これを電動アシスト付3人乗り自転車等貸出事業に充当しました。

2、未来を担う子どもたちを育むまち。

次代の社会を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めるため、全ての子どもとその家庭や妊産婦などに切れ目のない支援を行いました。

子どもの医療費に係る保護者の経済的負担を軽減するため、令和5年10月からこども医療費助成の対象を18歳まで拡大し、所得制限を撤廃しました。

妊娠期から出産・子育て期までを切れ目なく身近で支援するため、「伴走型相談支援」を行いました。

特に心身の不調や育児不安を抱えやすい出産後間もない母子を対象として、医療機関や助産院での産後ケア事業を実施しました。

令和4年度に改修した子育て支援センターでは、開所日を拡充し、利便性の向上を図りました。また、広くなったスペースを有効活用しながら、ぱぱ☆ひろばや託児付き講座などの各種イベントを実施しました。

また、企業版ふるさと納税を活用し、多子世帯の外出支援及び交通安全意識の高揚を図るための事業として、幼児を前後に乗せて3人乗りができる電動アシスト付自転車の貸出事業を実施しました。

潜在的に支援が必要な家庭の早期発見・早期支援につなげるため、行政などが保有する子どもに関するデータの連携システムの構築を国の実証実験の採択を受けて実施しました。

学校教育においては、児童生徒に配布しているタブレット端末を適切に活用するため、児童生徒・教員及び保護者を対象とした情報リテラシーに関する研修を実施しました。

また、小学校児童のタブレット端末にデジタル図書を導入し、子どもたちの読書環境の推進を図りました。

中学校の部活動を段階的に地域に移行するために、持続可能な体制整備の在り方を検討し、計画的な地域移行に必要な事業モデルの策定を行いました。

施設の老朽化対策として、開成小学校中庭の改修工事を実施しました。また、令和5年が開成小学校開校150年という節目に当たるため、中庭タイルについては児童が考案したデザインを採用し、児童が授業に主体的に取り組みました。

3、健康を育み町民がいきいきと暮らせるまち。

運動習慣の定着や健全な食生活の実践を通じて、町民の健康に対する意識を高め、健康寿命の延伸を図りました。

これまで別々に送付していた特定健診とがん検診の受診券を一体化し、受診者の利便性の向上を図りました。

高齢者の健康寿命の延伸のために、フレイル対策などの介護予防と生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施しました。各地区においてフレイルチェック測定会を実施し、ハイリスク者への個別支援や地域の通いの場でのフレイル予防の啓発を行いました。

生涯学習の拠点である町民センターの大規模改修に着手しました。改修に係る実施設計を行い、第1期工事として空調設備などの改修を行いました。

グローバル人材の育成を目的として、英語を学ぶ子どもたちを応援するための外国語学習促進補助事業を創設し、英語に関する検定等の受験料の補助を行いました。

スポーツの推進では、スポ・レクフェスティバルを開催し、パークゴルフやボッチャなどの普段触れる機会の少ないスポーツの体験や、子どもが自由に遊べる「プレイパーク」等を実施し、老若男女問わず多くの参加者が気軽にスポーツを楽しみました。また、第72回足柄上の総合体育大会では、足柄上郡5町の代表選手による熱戦が繰り広げられ、開成町は2年連続で総合優勝しました。

4、安全で安心して暮らせるまち。

近年多発している地震や風水害などの自然災害に対応するため、実践的な防災訓練の実施や災害時応援協定の拡充を図りました。

防災訓練では、関東大震災から100年の節目を迎え、発生 of 切迫性が指摘されている地震災害に備えるため、町、消防団及び自主防災会等の相互の連携による「発災対応型訓練」を実施し、地域防災力の向上を図りました。

大規模災害時における町民の生命及び応急復旧活動の人的・物的支援の確保を図るため、茨城県大洗町との災害時相互応援協定をはじめ、新たに11者と災害時における応援協定を締結しました。

また、火災や地震発生時の出火被害に対する備えとして、家庭用消火器の購入費用の一部を助成する制度を創設しました。

災害発生時の防災情報をより多くの方に伝達するため、防災行政無線の放送内容を町LINE公式アカウントに連携し、伝達方法の多様化、迅速化を図りました。

交通・防犯対策では、自転車利用者の安全対策として、自転車用ヘルメットの購入に対する補助制度を創設しました。

また、車両や歩行者の安全を確保するため、設置が必要な箇所に道路反射鏡及び防犯灯を設置しました。

5、自然が豊かで環境に配慮するまち。

2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、「ゼロカーボンシティ創生補助制度」をさらに充実させました。従来のゼロエネルギーハウス等に対する支援に加え、町内中小企業の創・省・蓄エネ設備の導入に対する支援を開始しました。さらに、気候変動適応策として、高齢者の熱中症予防を目的とした省エネエアコン購入に対する補助制度を創設しました。また、家庭や事業者等も含めた町全

体から排出される温室効果ガスの削減計画として、「開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

脱炭素の取組の輪をさらに広げるため、新たに14者と「ゼロカーボンシティシティ創生パートナー」の協定を締結しました。

地球環境への負荷の縮減等を図るため、庁用自動車の2台を電気自動車に置き換えました。また、あじさいまつりなどの町イベントにおいて電気自動車を活用した脱炭素の啓発事業を実施しました。

家庭から出るごみを適正に処分していただくため、ごみの出し方や分別方法を簡単に検索できるごみ分別辞典を町ホームページ及び町LINE公式アカウント内で開始しました。また、リサイクル促進のため、小型家電リサイクル法の認定事業者と連携し、不要になったパソコンなどを自宅から無料で回収する取組を開始しました。

6、都市の機能と景観が調和するまち。

良好な市街地の形成及び駅前通り線の整備により、都市機能の強化を図るため、駅前通り線未整備区間の周辺について用地取得や建物等の移転補償などを実施し、土地区画整理事業を推進しました。

安全で快適な町道ネットワークを維持するため、円通寺地区の町道200号線や、榎本地区の町道215号線などの舗装補修工事を実施しました。

町道改良事業においては、榎本地区の町道204号線の用地買収及び改良工事、牛島地区の町道235号線の改良工事を実施しました。

橋りょうの定期点検を実施し、損傷状況を把握するとともに、健全度が低かった2橋の補修工事を実施しました。

局地的な大雨などによる水路の氾濫などの災害を未然に防ぐため、榎本地区の水路改修工事に着手しました。

公園などにおいては、海成期前第2公園のロマンスカー「ロンちゃん」の塗装工事等の維持管理を行うとともに、魅力ある公園づくりを推進していくため、公園利用に関するウェブアンケートを実施しました。

上水道は給水の安定化を図るため、第4水源地取水ポンプの更新工事等を行いました。

下水道は、「汚水処理施設アクションプラン」に基づき、金井島及び牛島地区の未整備区間の管渠布設工事を実施しました。

7、個性豊かな産業と文化を育成するまち。

農業の分野においては、高齢化などに伴う後継者不足による地域の農地の荒廃が懸念される中、農業振興地域において、人や農地の集積を進めるため、中心的な担い手と協議を行うなど、「人・農地プラン」を推進するとともに、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため、地域計画の策定に着手しました。

また、農業振興補助制度により、農業被害対策のための有害鳥獣捕獲への補助や高付加価値型の農業推進のための酒米栽培などに対する補助を行いました。

町の花あじさいの維持管理に努めるとともに、あじさいの里内の景観向上のため、計画的にあじさいの植栽を実施しました。

商工業の分野においては、引き続き、小口資金融資などを通じて中小企業を支援しました。

また、商工振興会のあじさいちゃんグッズ作成事業に対する支援を行いました。

開成町あじさいまつりでは、スマートフォンなどであじさいちゃんと一緒に撮影ができるAR事業や、地元高校生との連携による「開成町弥一芋」の親芋を活用したコロケの開発などにより、多くの方にあじさいの美しさや水と緑の田園風景のすばらしさを感じていただきました。また、北部地域や町農産物の魅力を多くの方に知ってもらうため、収穫体験などを行う着地型観光体験ツアーを実施しました。

開成町阿波おどりは、4年ぶりに路上踊りが復活し、町外連も含む16連650名が参加し、踊り手の威勢のよい掛け声や鳴り物の音が久々に会場に響き渡りました。

8、効率的な自治体経営を進めるまち。

庁内研修の開催、派遣研修やウェビナーの活用などにより、職員の能力・資質の向上に取り組みました。民間企業派遣型の接遇研修を活用し、「接遇力の向上」に取り組みるとともに、主体的・計画的な能力開発を支援するため、キャリアデザイン研修や人材マネジメント研修を実施しました。

町民の利便性の向上を図るため、町税のクレジットカードやインターネットバンキングなどによる納付税を可能とするなど電子納付を拡充しました。また、インターネットを利用した町税等の口座振替の手続を開始しました。

広報においては、魅力的な紙面の制作に取り組み、「神奈川県公報コンクール」の「広報誌・町村部門」において最優秀賞を受賞しました。また、多様な手段による町政情報の発信を図るため、町LINE公式アカウントの機能を拡充しました。

町の魅力を町内外に広く発信し、関係人口や交流人口の創出につなげるため、シティプロモーション動画を制作しました。

以上、令和5年度に実施した主な事業を報告しました。

令和5年度は、原油・物価の高騰、歴史的な円安が私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。

こうした中、開成町では価格高騰重点支援給付金等の適切な給付を行うとともに、水道料金及び下水道使用料の減免、園・学校給食費の保護者負担の軽減措置、地域公共交通の燃料価格高騰対策支援などの町民生活の支援に取り組みました。

令和6年度は第五次開成町総合計画の最終年度に当たるため、令和7年度から始まる新しい総合計画の策定を進めています。総合計画は、町民の皆様に、より幸せになっていただくための計画です。町民ワークショップなどの場で、若者からお年寄りまで様々な方との意見交換を重ねながら、ALLかいせいで策定してまいります。

町議会の皆様には、今後とも御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、一般会計、特別会計及び財政状況に関する資料を添付いたしましたので、これらをもって予算執行状況の報告といたします。

○議長（山本研一）

町長の報告が終わりました。

続きまして、監査委員より決算審査意見書が提出されています。

監査委員の審査報告を求めます。

樫村雄一代表監査委員。

○代表監査委員（樫村雄一）

それでは令和5年度決算審査に係る意見を報告いたします。お手元のファイル07、認定第1号から第8号共通、令和5年度開成町歳入歳出決算、①決算審査意見書の2ページを御覧ください。順次、御報告申し上げます。

初めに、令和5年度開成町一般会計及び特別会計決算審査意見書です。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、並びに同法第241条第5項の規定により令和5年度基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

1 審査した事務及び事業の関係書類、決算書、帳簿証書等ですが、(1)から(7)まで記載のとおりでございます。

2 審査の期日ですが、令和6年7月16日から令和6年8月5日までの7日間でございます。

3 審査の方法は、記載のとおりでございます。

4 審査結果ですが、令和5年度開成町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の計数は正確であると認められる。

また、決算及び予算の執行に関する意見は次のとおりです。

(1) 決算収支についてです。一般会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、4億6,201万6,000円であり、実質収支額は4億3,917万8,000円であります。また財政調整基金の影響額を除いた実質単年度収支額は、1億1,374万1,000円の黒字となりました。

なお、各特別会計の実質収支額についても良好な財政状況にあります。

次に(2)歳入・歳出でございます。

まず歳入ですが、個人町民税は人口増等により増収となり、法人町民税も増収となった。固定資産税についても、住宅建設により増収となり、町税全体では前年度比で7.7%増となりました。

次に徴収状況についてですが、個人町民税は継続した徴収努力の結果として徴収率は99.5%と前年度同率であり、高い徴収率を保っております。

一般会計の不納欠損額は148万4,542円であり、前年度と比較すると95万4,507円の減少となりましたが、今後とも法令を遵守した上で適切に取り扱っていただきたい。

次に歳出でございます。まず、アとして、マイナンバーカードの取得率は令和5

年度末時点で76.0%であり、県内市町村でトップであった。健康保険証が令和6年12月2日に廃止されることからさらなる取得率向上を図っていただきたい。

次にイとして、決算に係る各事業の成果及び執行状況の分析に努めていただき、常にコスト意識を持って、事務事業の見直し、経費削減等に今後も取り組んでいただきたい。また、適正な交付金の執行や事務処理にも努めていただきたい。

(3)の財産についてです。

土地建物の管理・運用は適切であり、現金及び有価証券の現在高が帳簿と一致しており、その管理は適切であります。

(4)の基金の運用状況については、以下、記載のとおりですが、基金全体では前年度比で1億128万3,000円の増となり、基金の管理運用は適切で、基金の現在高は収支の金額と一致しております。

令和6年8月5日、開成町長、山神裕様。

開成町監査委員、樫村雄一、同、吉田敏郎。

以上が一般会計及び特別会計の決算審査意見でございます。

次に、令和5年度開成町企業会計決算審査意見書です。

地方公営企業法第30条第2項の規定により令和5年度開成町企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）でございますが、審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

1 審査した決算書及び帳簿証書類でございますが、(1)から(3)まで記載のとおりでございます。

2 審査の期日は、令和6年6月27日です。

3 審査の方法は記載のとおりです。

4 審査結果です。水道施設については記載のとおりでございます。

営業収益についてです。水道使用料は給水人口の増により、前年度比0.3%増の1億6,180万8,000円、下水道使用料は料金改定等により前年度比8.9%増の2億3,468万5,000円となっております。

一方、令和5年度の未処分利益余剰金は、水道事業で1億2,656万3,000円、下水道事業で1億2,501万9,000円となっております。

水道事業会計及び下水道事業会計の決算書及び決算附属資料は事業の経営状況及び財政状況を適切に表示されており、決算計数は正確であります。

今後とも事業収益や、使用料収入の状況を踏まえ、計画的な経営に取り組まれます。

令和6年8月5日、開成町長、山神裕様。

開成町監査委員、樫村雄一、同、吉田敏郎。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（山本研一）

樫村代表監査委員の報告が終わりました。

ここからは一般会計から順次細部説明を行います。

細部説明に入りますので、三役、代表監査委員の出席は結構です。
暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時07分

○議長（山本研一）

再開いたします。

午前11時20分

○議長（山本研一）

ここからは、決算認定について一般会計から特別会計及び企業会計までの説明を順次、担当課長に求める予定としております。よって、町三役は出席しておりませんので、御承知おきください。

なお、これからの決算説明においては、ファイル番号、ページを示し、ゆっくり説明し、特に決算書にない金額など、数字を使う際には、各議員が書き取りできるよう、ゆっくり分かりやすく発言ください。

日程第7 認定第1号 決算認定について（一般会計）の細部説明を順次担当課長に求めます。

なお、細部説明においては、着座にて説明して結構です。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは認定第1号 決算認定について（一般会計）を御説明いたします。御覧いただくデータとしては、08、認定第1号 決算認定について（一般会計）をお開きください。

まず1ページを御覧ください。議案です。

認定第1号 決算認定について（一般会計）。

地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から令和5年度開成町一般会計歳入歳出決算の提出があったので、同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求めます。

令和6年9月3日提出、開成町長、山神裕。

次に2ページを御覧ください。一般会計歳入歳出決算総額です。

歳入予算現額84億5,637万4,500円、歳入決算額82億2,515万8,389円、歳出予算現額84億5,637万4,500円、歳出決算額77億6,314万2,421円、歳入歳出差引額4億6,201万5,968円、うち基金繰入額0円。

令和6年9月3日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、山神裕。

次に3ページから4ページについては、令和5年度一般会計歳入歳出決算書の歳入になります。資料は5ページの歳入合計を御覧ください。

1款町税から21款町債まで、予算現額84億5,637万4,500円、調定額82億4,797万4,498円、収入済額82億2,515万8,389円、

不納欠損額148万4,542円、収入未済額2,133万1,567円となっております。

次に6ページから7ページについては歳出になります。7ページの一番下、歳出合計を御覧ください。

1款議会費から13款予備費まで、予算現額84億5,637万4,500円、支出済額77億6,314万2,421円、翌年度繰越額2億7,575万6,000円、不用額4億1,747万6,079円、表の下の歳入歳出差引額は4億6,201万5,968円となっております。

それでは詳細については、開成町一般会計歳入歳出決算事項別明細書によって、順次御説明を申し上げます。

説明に際しましては、新規事業、重点事業などを中心に簡潔に御説明させていただきたいと思っておりますので、御了承くださるようお願いいたします。

それでは資料は9ページを御覧ください。歳入、町税から御説明いたします。

○税務窓口課長（奥津亮一）

それでは歳入、町税になります。まず1款町税全体でございますが、33億2,154万6,000円、前年度比で7.7%の増となっております。主な要因といたしましては、法人町民税が増となったことが挙げられます。

項ごとの比率といたしましては、町民税が50.3%、固定資産税が44.3%、軽自動車税とたばこ税が合わせて5.4%となっております。

それでは町税の主な項目について御説明いたします。

1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分、細節1均等割3,396万7,500円です。こちらは納税義務者数の増に伴い増額となっております。前年度との比較では178件、62万3,000円の増となりました。

続きまして細節2所得割11億3,284万6,105円でございます。

賃金の増や納税義務者数の増に伴い、前年度と比較して266件、約2,794万円の増となりました。

続きまして、細節3分離譲渡1,689万3,900円でございます。令和5年度におきましては土地、建物と資産の譲渡が少なかったことから、前年度と比較して約200万円、10.9%の減となっております。

続きまして、2節滞納繰越分635万5,173円になります。滞納額そのものにつきましては、早期着手や適正な滞納処分などにより、年々圧縮できているため、総額ベースでは減ってきております。決算額は前年度より減となっておりますが、徴収率は79.7%で、3.1%の増となりました。

続きまして、2目法人、細節2法人税割4億2,882万1,100円です。本庁の法人税割は、特定の法人の影響を大きく受けますが、令和5年度決算額は前年度比約1億8,800万円、78.2%と大幅な増となりました。

10ページを御覧ください。2項固定資産税になります。1目固定資産税、1節現年課税分、細節1土地5億7,185万1,800円につきましては、住宅建築

が進み、住宅用地特例の適用が増えたことにより、およそ700万円の減収となりました。

次の細節2家屋6億5,820万1,472円については、みなみ地区をはじめとした市街化区域の建築家屋の増により、およそ2,200万円、3.5%の増となりました。

なお、新築家屋は121棟で、家屋棟数は6,697棟、前年度から106棟の増となっております。

続きまして、2節滞納繰越分333万8,042円でございます。こちら決算額決算額は前年度より減となっておりますが、徴収率は24.4%で、1.2%の増となりました。

11ページを御覧ください。3項軽自動車税になります。2目種別割、1節現年課税分4,358万700円については、人口が増えていることもあり、全体的に登録台数も伸びております。

○財務課長（高島大明）

次に12ページの中段付近を御覧ください。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税989万8,000円です。揮発油税の100分の42を、市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものです。

次にその下、2項自動車重量譲与税2,984万円です。自動車重量税の1,000分の407を、こちらも市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものです。

次に資料は13ページの一番下、6款法人事業税交付金4,590万4,000円です。法人事業税の7.7%を法人税割額、従業者数に応じて交付されるものです。

次にその下、7款地方消費税交付金です。資料は次の14ページの上段の方に移ります。

地方消費税交付金4億2,535万6,000円です。消費税10%のうち2.2%、軽減税率適用で8%の場合はうち1.76%が地方消費税として都道府県が収納します。そのうちの2分の1が人口と従業員数の割合で市町村に交付されるものです。

またこの一部につきましては、社会保障財源化分として交付されていますので、社会保障の3経費に充てております。

次にその下、8款環境性能割交付金1,084万9,773円です。都道府県が自動車の環境性能に応じて化する税であり、県収納額の95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額を、市町村の道路延長、面積に応じて交付されるものです。

次にその下、9款地方特例交付金、項目節とも同じく地方特例交付金、細節減収補填住宅ローン減税分特例交付金3,001万5,000円です。

所得税の住宅ローン控除で控除し切れない分を住民税から控除したことに伴う住民税減収分の補填のために交付されるものです。

10款地方交付税、項目節ともに同じく地方交付税、資料は15ページの上段に移ります。細節特別交付税2,826万2,000円です。普通交付税で措置されない個別緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され、交付されるものです。

次にその下、細節普通交付税7億3,410万6,000円です。全ての地方公共団体が一定水準の行政サービスを維持できるよう財源を保障するため、全国一律の基準により算定が行われ、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、国から地方公共団体に交付されるものです。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きまして20ページまで飛んでいただければと思います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金12節、地方創生推進交付金で細節2の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。物価構造の影響を受けた生活者や事業者に対しまして必要な支援として5つの事業に充当をしました。

続けて、3の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。こちらも同様に物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する必要な支援として10の事業に充当を行いました。

○参事兼総務課長（山口哲也）

続きまして28ページを御覧ください。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、ふるさと応援寄附金です。

件数は前年度より207件増えておりますが、主力返礼品が減となりました。他の返礼品の充足で一定程度カバーできましたが、決算額としては1,000万円ほどの減となっております。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きましてその下、地方創生応援税制にかかる寄附金。企業版ふるさと納税の受入れでございます。事業者2件から70万円の寄附をいただきまして、子育て支援事業へ充当いたしました。

○こども課長（田中美津子）

次のページ、29ページの上段を御覧ください。児童福祉費寄附金になります。子育て支援事業費寄附金ということで、こちらは民間企業1団体からの寄附になります。令和5年度10月から拡充しました、こども医療助成事業に充当させていただいております。

○財務課長（高島大明）

次に18款繰入金、1項基金繰入金、目、節、細節ともに財政調整基金繰入金2億円の取崩しです。年度間の財源の不均衡を調整するため、基金の取崩しを行いました。

続きましてその下、目、節、細節ともに公共施設整備基金繰入金1億500万円の取崩しです。町民センター空調設備改修工事及び福祉会館空調システム更新工事

費に充当するため、基金の取崩しを行いました。

○都市整備課長（井上 昇）

続きまして、ページ34ページになります。下から2つ目、十文字橋負担金でございます。こちらにつきましては、松田町と共同で管理しております十文字橋の維持管理として令和5年度につきましては、道路照明の電気料として負担金をいただいております。

○財務課長（高島大明）

次に資料は36ページを御覧ください。21款町債、1項町債、1目総務債、3節町民センター管理事業債、細節町民センター改修事業債1億5,180万円です。こちらは町民センター空調設備改修工事に係る事業債を借り入れたものです。

続きましてその下、2目民生費、1節社会福社会館管理事業債、細節福社会館改修事業債1億1,200万円です。こちらは福社会館空調システム更新工事に係る事業債を借り入れたものです。

次にその下、5目土木債、1節都市計画債、細節駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業債2億5,710万円です。こちらは駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業に係る事業債を借り入れたものです。

次にその下、6目消防債、1節常備消防債、細節常備消防事業債1,060万円です。こちらは足柄消防署山北出張所の建替え工事に係る事業債を借り入れたものです。

次にその下、目、節、細節ともに臨時財政対策債6,000万円です。こちらは普通交付税算定において現金で措置されない財源不足額を借り入れたものです。

歳入の説明は以上となります。

続けてよろしいですか。

○議長（山本研一）

はい。

○財務課長（高島大明）

続いて歳出に移ります。

最初に全会計にわたる人件費について一括して総務課長より御説明申し上げます。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、ファイルナンバー07、決算書付属資料認定第1号から第8号共通、歳入歳出決算書③付属資料の36ページ、各会計の令和5年度決算における職員人件費一覧を御覧ください。

こちらは、特別職と一般職全体の総人件費になっております。

まずは職員数について御説明をいたします。令和5年度末の職員数は特別職を除き129名、これに再任用短時間勤務職員が5名で、合計134名の職員となっております。これは定員適正化計画に基づいて職員採用を行ってきた結果でございます。

全体について御説明いたします。資料の一番下の行、会計合計欄を御覧ください。

特別職給与が減となっておりますが、これは特別職の就任時期がそれぞれ4月下旬、6月上旬となったことで、期末手当の期間率が掛かっているというものでございます。

一般職給与のうち、給与が前年度比較で約166万円の増となっておりますのは、人事院勧告に基づき、若年層を中心とした増額の給与改定を行った影響等となっております。

また、職員手当が約804万円の増となっておりますが、同じく人事院勧告に基づく全体の給与水準の引上げとともに、勤勉手当の支給率の引上げの増などが影響した結果となっております。また、退職手当組合負担金のうち、一般負担金が前年度比較で約1,310万円の増となっておりますが、大きな理由といたしましては、退職者が9名と多かったことによります。

その右側の特別負担金は前年度比で約541万円の増となっておりますのは、特別負担金を負担する退職者の増が要因となっております。

合計欄を御覧ください。人件費全体といたしましては、10億5,233万5,595円で、前年度から約2,400万円の増となっております。

それでは会計別の職員数を申し上げます。再任用除いた数となっております。一般会計が113名、特別会計では、国民健康保険が2名、介護が2名、区画整理が4名、企業会計では水道が4名、下水道が4名、合計で129名となっております。

各会計前年度比較において、増加額の大小や一部の減額がございしますが、これは配置した職員実態を反映したものとなっております。

職員人件費の御説明は以上となります。

なお、本説明をもって、各会計における人件費の説明は省略をさせていただきますので御了承ください。

続いて、歳出の説明に移ります。ファイルナンバー08の決算書にお戻りください。40ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費職員研修事業費です。令和5年度は、階層別の庁内研修を実施したほか、派遣型研修にも注力し、職員の能力、資質の向上に努めました。

○財務課長（高島大明）

次に資料は44ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、事業名、公有地管理費6,186万8,646円です。こちらは駅東側町有地等の他課に属さない公有地の管理等を行ったものです。また令和5年度は旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事を行っていますが、この解体工事については、令和6年度への繰越事業となっておりますので、4,109万2,000円を繰越明許費としては、令和6年度へ繰り越しております。令和5年度の工事費としては、工事の前払い金のみ支出を行っております。

次に資料は45ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、事業名、公共施設整備基金積立金3,000万円です。こちらは将来の公

共施設の改修整備等への対応のため積立を行いました。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続きまして47ページをお願いいたします。一番上、5目企画費、総合計画策定事業費でございます。総合計画策定に当たりまして、計画の策定及び各種政策の立案や推進上の参考に資するための基礎資料としての本町の人口推計及び町民意調査を2か年継続事業として実施をいたしました。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、6目交通防犯費、下から2つ目、自転車安全対策事業費でございます。街頭指導や自転車免許講習などによる正しい自転車の乗り方や交通ルールなど交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に取り組みました。また、昨年10月から開始した、自転車乗車用ヘルメット着用促進補助事業として、515名の方にヘルメット購入費の一部を補助し、ヘルメット着用率の向上を図りました。

○生涯学習課長（田代孝和）

続きまして50ページを御覧ください。2款、1項、8目町民センター管理費、説明欄、町民センター施設整備事業費でございます。2億7,496万8,100円です。こちらは前年度よりも2億5,626万8,100円の増額となっております。

増額の理由といたしましては、町民センターと保健センターの老朽化対策工事に係る費用となっており、主なものとしては空調設備改修工事、これを実施してございます。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして資料52ページを御覧ください。一番上段の協働のまちづくり推進事業費になります。協働のまちづくりを推進するため、協働推進会議の運営や活動団体を対象とした協働のまちづくり講座を開催いたしました。また、活動団体が実施する公益的な事業に対し、財政的な支援として、5団体に対し、協働のまちづくり応援事業補助金を交付しました。

○税務窓口課長（奥津亮一）

続きまして56ページをお願いいたします。中段2項町税費、2目賦課徴収費、事業名、徴収事務費でございます。令和5年度におきましては、滞納者への早期着手や滞納処分の徴収対策として、預貯金取引照会システムを導入いたしました。システムの導入によって、これまでの調査期間が大幅に短縮されるなどの効果とともに、職員の事務負担軽減にもつながりました。

続きまして57ページをお願いいたします。下段の3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、事業名、個人番号カード交付事務費でございます。こちら個人番号カード交付事務費用として会計年度任用職員の報酬や手当、総合端末の保守委託料などを支出いたしました。なお、事業概要に記載の保有枚数率76%は、令和5年度末時点で、7月末現在の保有枚数率も変動ございません。

その下の事業名、証明書交付関係費でございます。こちらはコンビニ交付手数料

や、令和4年度に導入いたしましたキャッシュレス決済のシステム使用料などを支出いたしました。コンビニ交付、キャッシュレス決済ともに利用件数は着実に伸びているところでございます。

○保険健康課長（土井直美）

少し飛びまして、65ページをお開きください。

○議長（山本研一）

すみません。説明の途中ですが、途中になってしまいますので、この説明、午後からにさせていただきたいと思っております。

よろしいですか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

それではこれで午前中、暫時休憩としたいと思います。

再開を13時30分とします。

午前11時06分

○議長（山本研一）

再開いたします。

午後1時30分

○議長（山本研一）

引き続き一般会計の詳細説明を行います。

午前中に総務費まで終了しておりますので、ここからは、民生費からお願いいたします。ファイルナンバーページをお示しの上、説明ください。

保険健康課長、どうぞ。

○保険健康課長（土井直美）

それでは引き続き、歳出の説明をさせていただきます。

ファイルナンバー08、決算認定について、65ページをお開きください。65ページ中段下、後期高齢者医療広域連合関係費、こちらは神奈川県後期高齢者医療広域連合へ支払う負担金です。後期高齢者の被保険者数や医療費の増により、昨年度から1,358万円ほど増加しています。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、ページが大分飛びます。70ページをお願いします。70ページでございます。70ページ中段です。6目福祉会館管理費、福祉会館管理費の事業名です。福祉会館の通常の維持管理のほか、不具合により、令和4年度から行っていた多目的ホール移動観覧席修繕工事について、追加分を含めて実施をいたしました。また、蓄熱槽の劣化により不具合が生じていた空調設備について国補助等を財源の一部とし、設計施工一括管理方式によりこれまでの集中型から分散型の空調システムに更新するなど利用環境の向上を図ってございます。

続きまして、同じページ70ページの最下段から71ページにわたってでございます。事業名、物価高騰重点支援給付金給付関係費が3つほど続いてございます。

まず最初に70ページ下段の事業でございます。物価高騰の背景を受け、国の交付金を原資に、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給したもので、全部で1,132世帯に支給を行いました。

その下の71ページです。事業名は同じですが、(追加分)の事業になります。

国の経済対策に基づき、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し、国庫補助を原資に1世帯当たり7万円を支給したもので、令和5年度は全員1,131世帯に交付を行い、対象世帯の約90%に支給した上で残りの予算を次年度に繰り越してございます。

その下になります。同じ事業名で、(均等割課税及びこども加算)でございます。令和5年度分の住民税均等割のみの課税世帯に対し1世帯当たり10万円と当該世帯の子ども1人に対し5万円を支給するもので、令和5年度はその準備経費を支出して対象者の資金に関する予算を中心に令和6年度に繰越しを行ってございます。

○こども課長(田中美津子)

児童福祉費、児童福祉総務費になります。説明のページは72ページ下から2段目のこども医療助成事業費です。子どもが医療機関を受診した際に支払う医療費の自己負担分の助成を行いました。令和5年10月診療分からは、補助対象を3歳以上の所得制限撤廃と、対象年齢を15歳から18歳まで拡大して助成を行いました。

受診延べ件数は4万2,446件、医療費の自己負担分の補助額は、決算書に記載の扶助費のとおり、9,195万7,912円でした。前年比の件数では9,566件の増、金額では2,124万4,000円の増でした。助成対象拡大により、10月から対象児童は3,120人で、拡大前より1,022人の増加となっております。

続いて、73ページ、下から2段目の子育て支援事業費です。子育て支援の一環として、電動アシスト付3人乗り自転車20台と子ども用ヘルメット40個を購入し、満1歳から小学校就学に達するまでの幼児2人以上養育している14世帯に貸出しを行いました。

続いて、74ページを御覧ください。2目児童措置費になります。中段の民間保育所等運営支援事業費です。こちらは仕事と子育ての両立を支援するために、保育サービスを提供する事業でございまして保育所等の利用児童、年間延べ5560名に対し、保育所等入所に係る給付費委託料と扶助費を支弁しました。

前年比人数では324名の増、金額では5,988万5,000円の増でした。

その他、一時預かり保育、エネルギー価格の物価高騰の影響を受けた町内の認可保育所に対し、光熱費の補助を行いました。

続いて、75ページにお進みください。上から2段目、子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親世帯以外分の給付関係費になります。

食材等の物価高騰の影響を受けるひとり親以外の低所得の子育て世帯への生活支援として、支援児童1人当たり5万円を全額国の補助金を活用して154人に対して給付を行いました。

○保険健康課長（土井直美）

続きまして、77ページにお進みください。77ページ下段、4款衛生費、1項保健衛生費、救急医療体制推進事業費、こちらは地域の救急医療推進体制整備に係る負担金です。昨年度より約370万ほどプラスになってございます。これはこれまで、休日急患診療所及び広域二次病院群輪番制度の負担金を支出しておりましたが、令和5年度から小田原市休日夜間急患診療所運営費に係る負担金を新たに支出したことによります。

○こども課長（田中美津子）

1ページお進みいただき、78ページ、2目の予防費になります。一番下の母子保健事業費を御覧ください。母子保健法に基づく妊娠、出産、育児に関する各種事業、記載の健康教室相談事業、乳幼児集団健康診査等を実施するための医師や歯科医師、臨床心理士、管理栄養士などの専門職への報酬、報償費及び手数料を支出いたしました。また、委託料として従来の妊産婦検診の実施等と、令和5年度新規事業として、3歳児視覚屈折検査、産後ケア事業、新生児聴覚検査を委託によりまして開始し、支出いたしました。

委託費の前年比は84万2,000円の増額となっております。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、79ページ最下端から80ページにわたる事業でございます。79ページ、事業名、一体的保健事業費でございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業で、一般会計分として支弁している分でございます。フレイルに対して正しい知識を身につけることを目的とした養成講座や講演会を実施するとともに、各地区でフレイルチェックを実施いたしました。

○保険健康課長（土井直美）

その下、同じく80ページ、4款衛生費、2目予防費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費です。令和5年度に保健センターで実施した春と秋の集団接種委託料や、個別接種に係る経費等を支出しております。昨年度より1,400万ほど減になってございます。

○環境課長（高橋清一）

続きまして資料は81ページ、81ページになります。3目環境衛生費に移ります。一番下の事業名、ごみ処理関係費になります。燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみなど、委託事業による収集運搬及び処理を適正に行いました。また、ごみ焼却処分等を行う足柄西部清掃組合の運営費負担金及び足柄上地区ごみ処理広域化協議会の負担金を支出いたしました。

資料は82ページ、82ページを御覧ください。上から3つ目、事業名、地球温暖化対策推進事業費です。ゼロカーボンシティ創成に向けた各種補助金について、こちらで支出してございます。令和5年度は、中小企業向けの設備導入及び省エネ家電の導入に係る補助金を創設いたしました。各補助金の実績は記載のとおりでございます。また、本町の自然的、社会的特性を踏まえたゼロカーボンシティへの取

組を計画的に進めるため、地域地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしました。

資料 8 2 ページの一番下、8 3 ページにかかります。事業名、資源化推進事業費です。缶、金物、瓶類、ペットボトルなど、資源ごみの収集及び再生資源化を実施いたしました。こちらにつきましては、先ほどのごみ処理関係費の関係も含めまして、決算付属資料におきまして、令和 5 年度開成町ごみ処理の状況として詳しく掲載しておりますので、参照していただきたいと思います。

○産業振興課長（中村 睦）

続きまして 8 6 ページを御覧ください。3 目農業振興費、優良農地保全事業費になります。

高齢化等に伴う後継者不足による地域の農地の荒廃が懸念される中、農業振興地域において人や農地の集積を進める人・農地プランの法定化に伴い、人・農地プランの現況図を用いて、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に着手し、目標地図素案を作成しました。

次に 8 9 ページ、3 つ目を御覧ください。観光費、観光対策推進事業費になります。

開成町あじさいまつり開催のための補助金のほか、本年度新たに、北部地域や町農産物の魅力を知ってもらうため、収穫体験を行う着地型観光体験ツアーを一般財団法人箱根町観光協会に委託し、2 企画実施しました。7 月に白いトウモロコシの収穫体験ツアーを 4 回、9 月に開成茶の収穫体験ツアーを 3 回実施しました。

○都市整備課長（井上 昇）

続きまして、ページは 9 1 ページを御覧ください。上段、事業名町道維持管理事業、こちらは安全で快適な道路環境を維持するため、計画的に道路の舗装の打替えや道路構造物の修繕を実施するもので、町道 2 0 0 号線、町道 2 1 5 号線などの舗装補修工事を実施したものです。

その下、道路新設改良費、町道改良事業費です。こちらは、安心・安全な道路ネットワーク、生活環境の形成、交通の円滑化を図るため、町道 2 0 4 号線、町道 2 3 5 号線の 2 路線につきまして、事業を推進したものでございます。

町道 2 0 4 号線では、道路の拡幅に伴う補償調査を実施し、用地買収を進め、4 7 メートルの拡幅工事を実施しました。

町道 2 3 5 号線においては、橋りょうをボックスカルバートにする拡幅工事を実施しました。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、ページが 9 5 ページになります。9 5 ページの下段をお願いいたします。5 項住宅費、1 目住宅管理費、事業名、住宅維持管理費でございます。町営住宅円通寺と河原町団地の 3 棟の維持管理を行うとともに、計画に基づき円通寺団地の屋上防水を含んだ外壁塗装工事を施工をいたしました。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして資料は98ページになります。98ページ一番下、5目災害対策費の防災行政無線等管理費でございます。

災害時の緊急連絡や、次の行政情報における情報伝達手段として万全を期するため、年間の保守点検委託など、防災行政無線を適切に運用するための維持管理を行いました。

続きまして資料は101ページをお願いします。8款消防費、1項消防費、5目災害対策費の災害対策推進事業費になります。災害時に必要な防災備蓄食料や資機材等を整備したほか、火災や地震発生時における主な被害の減少を目的として、家庭用消火器の購入費用の一部を助成し、143件の補助実績でございました。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続きまして、ここから9款教育費になります。101ページを御覧いただきたいと思えます。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、給食事業特別会計繰出金です。給食材料費の高騰対策としまして、保護者負担の軽減と、安定した給食事業を維持するため、給食事業特別会計へ繰り出しを行ったものでございます。

続いて、103ページを御覧いただきたいと、先ほどは103ページです。失礼いたしました。次は、108ページを御覧いただきたいと思えます。

一番上になります。校務用パソコン管理費です。園、学校が保有する校務用パソコンを管理をすること。それから校務支援システムの保守委託、それから学校における1人1台端末等の情報機器利活用推進のため、教職員の事業支援として、カリキュラムコーディネーターの派遣を行ってございます。

そこから2ページへ飛んでいただきまして、110ページになります。ちょうど中段になります。学校管理運営関係費、こちらは小学校の運営を円滑に行うために教材をはじめとした消耗品を購入したものでございます。

○議長（山本研一）

ちょっとページと整合性が、確認してください。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

今、106ページでよろしいですか。違いますか。私のページが違うの。106で大丈夫ですか。申し訳ございませんでした。

○議長（山本研一）

小玉参事のところからページがちょっと。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

最初から、101ページからでよろしいですかね。多分101、私、101だったのが違ったので、ちょっと足し算をして読んでしまいましたけれども、私は多分101、ごめんなさい。

101ページ、改めて重複しますけれども、やり直させてください。

○議長（山本研一）

ちょっと待ってください。101ページでいいですね。101ページでよろしいですか、皆さん。よろしいですか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(山本研一)

では、101ページ、お願いします。

○参事兼学校教育課長(田中栄之)

改めて101ページ、ここからが9款教育費になります。9款教育費、1項教育総務費にも区事務局費の中段になります。給食事業特別会計繰出金、内容は先ほど御説明をさせていただきました。

続いて104ページになります。一番上段、校務用パソコン管理費、こちらも先ほど御説明をさせていただいたものでございます。

続いて106ページに移ります。学校管理運営関係費、こちらは開成小学校に係るものでございまして、開成小学校開校150周年を迎えてございました。そのときにその節目としまして、中庭タイルの補修工事を行ったものでございます。

続いて5ページ飛びまして111ページになります。開成南小学校費になります。中段です。教科運営関係費としまして開成南小学校特別支援学級が増となってございましたので、こちらの養護椅子それからソフトパーティション等の備品やトイレ、手すり設置工事を行ったものでございます。

4ページ飛びまして115ページになります。4項で中学校費になります。教育振興費のうち、教科外運営関係費です。こちらにつきましては、吹奏楽の備品としてバストロンボーン、それからバスクラリネットを購入したものでございます。

2ページ進みまして、幼稚園費になります。1目幼稚園管理費、中段になります。幼稚園管理運営関係費です。こちらは園バス2台におきまして、園児置き去り防止装置の設置を行ってございます。また併せて園舎におきましてはスロープガラスのところ、雨漏りが生じておりましたので、修繕工事を行ったものでございます。

○生涯学習課長(田代孝和)

続きまして124ページを御覧ください。7項2目体育施設費、説明欄、開成水辺スポーツ公園管理運営事業費でございます。決算額として1,683万9,150円です。こちらは前年度よりも450万8,730円の減となっております。こちらについては令和4年度に管理棟のトイレの改修、あと新水路のしゅんせつ工事これを行った関係で、令和5年度それがないということでの減というところ、開成水辺スポーツ公園については、開成スポーツパートナーズを指定管理者として公園の管理運営をいたしてございます。利用者数については8万9,578人ということで、前年度比1.5%の増となっております。

○財務課長(高島大明)

次に資料は125ページを御覧ください。10款公債費、1項公債費、1目元金、事業名、町債元金償還金5億4,780万6,986円です。こちらは町債に対する元金返済分となります。令和5年度末の町債残高は71億1,274万1,000円となります。

次にその下、2目利子、事業名、町債償還利子3,038万4,056円です。

町債に対する利子分の返済です。

歳出の説明は以上です。

次に、資料は127ページを御覧ください。実質収支に関する調書です。

1、歳入総額82億2,515万8,389円、歳出総額77億6,314万2,421円、歳入歳出差引額4億6,201万5,968円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額2,283万7,500円、実質収支額4億3,917万8,468円です。

続きまして、財産に関する調書の御説明に移りたいと思います。データについては、⑦で認定第1号から第8号共通令和5年度開成町歳入歳出決算書②の財産に関する調書をお開きください。

令和5年度財産に関する調書については、決算年度中に増減があったものについて御説明申し上げます。では2ページを御覧ください。

1、公有財産、(1)土地及び建物です。

まず土地になります。区分は公共用財産の公園です。1,04平方メートルの減で、決算年度末現在高は5万3,264,32平方メートルです。こちらは中之名公園及びクレール開成公園で、地籍調査事業の結果が登記に反映されたことや、複数の公園について面積集積図や地積測量図をもとに修正したことにより、総じて1,04平方メートルの減となったものです。

続いて建物になります。区分はその他の行政機関のその他の施設です。非木造で、130,01平方メートルの増で、決算年度末現在高は160,01平方メートルです。こちらは米印で錯誤分と記載させていただきましたが、令和5年度中の増減ではなく、令和2年度に松ノ木河原多目的広場に建設した防災倉庫について、計上漏れていたことを確認しましたので、申し訳ございませんが、訂正させていただきます。

続いて(2)有価証券及び(3)出資による権利について、こちらは増減はありませんでした。

次に3ページから7ページの物品については記載のとおりとなっておりますので、すみませんが、説明は省略させていただきたいと思います。

続きまして8ページを御覧ください。まず上の表の3、債権です。名称が育英奨学金貸付金です。こちらの貸付については、令和5年度中に43万円が返済されましたので、決算年度末現在高は146万7,000円となっています。

続きましてその下の4、基金です。金額については1,000円単位で四捨五入により記載しておりますので、決算書の歳出額と1,000円単位では不整合となる場合がありますので、御了承いただきたいと思います。

まず1、減債基金です。こちらは2,071万2,000円を積立て、決算の決算年度末現在高は3,362万6,000円です。

2、財政調整基金です。2億円の取崩しと3億4,000万4,000円の積立てにより総じて1億4,000万4,000円の増となり、決算年度末現在高は1

1億1,995万7,000円です。

3、育英奨学金貸付基金です。返済の43万円を積立て、決算年度末現在高は2,416万1,000円です。

4、学校校舎等整備基金です。2,000万円の取崩しと2,500万円の積立てにより総じて500万円の増となり、決算年度末現在高は1億788万7,000円です。

5、社会福祉基金については変動はありません。

6、商工振興事業基金については76万円を取り崩し、決算年度末現在高は100万円です。

7、教育振興基金です。寄附金3万円を積立て、決算年度末現在高は131万円です。

8、あしがり郷瀬戸屋敷基金です。150万円の取崩しと寄附金61万円の積立てにより、総じて89万円の減となり、決算年度末現在高は163万9,000円です。

9、開成の夢を育てるあじさい基金です。寄附金14万6,000円を積立て、決算年度末現在高は257万2,000円です。

10、公共施設整備基金です。1億500万円の取崩しと3,000万円の積立てにより、総じて7,500万円の減となり、決算年度末現在高は6億1,500万円です。

11、開成駅前第2公園「ロンちゃん」基金です。181万3,000円を取り崩し、決算年度末現在高は79万2,000円です。

12、森林環境譲与税基金です。譲与税の437万4,000円を積立て、決算年度末現在高は874万8,000円です。

13、南地区植栽維持管理事業基金です。95万円を取り崩して決算年度末現在高は200万円です。

14、まち・ひと・しごと創生基金、15、国民健康保険財政調整基金、16、国民健康保険高額療養費貸付基金については変動はありません。

17、介護保険財政調整基金です。1,000万円を積立て、決算年度末現在高は3億1,584万7,000円です。

18 高額介護サービス費貸付基金です。こちらは変動はありません。基金全体の決算年度末現在高は24億7,684万3,000円となります。

また令和5年度中に財政調整基金のうち3億円については、現金ではなく債権により保有することとしたため、合計の欄において基金全体について現金と債券の内訳を今回から記載しています。

基金の関係は以上となります。

令和5年度一般会計歳入歳出決算書の説明については以上となります。

よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

以上で説明終了しますが、途中とページが飛んだところがあって、不明確なところがもしございましたら、御指摘いただければと思いますけど、よろしいですか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

ありがとうございます。

以上で、認定第1号 決算認定について(一般会計)の細部説明を終了いたします。

日程第8 認定第2号 決算認定について(国民健康保険特別会計)の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長(土井直美)

それでは、認定第2号 決算認定について、令和5年度開成町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。ファイル名09 認定第2号 決算認定についてをお開きください。また、ファイル名07 認定第1号から第8号共通、令和5年度開成町歳入歳出決算書③付属資料を参考資料としてお開きください。

まず、決算書2ページをお開きください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算総額、歳入、歳入予算現額16億7,541万円、歳入決算額16億3,241万2,563円。歳出、歳出予算現額16億7,541万円、歳出決算額16億255万1,451円、歳入歳出差引額2,986万1,112円、うち基金繰入額0円。

令和6年9月3日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、山神裕。

次の3ページをお開きください。令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、歳入です。

1款の国民健康保険税から8款の諸収入まで歳入合計、予算現額16億7,541万円、調定額16億9,692万248円、収入済額16億3,241万2,563円、不納欠損額603万3,900円、収入未済額6,124万785円。

続いて次のページ、歳出、1款の総務費から8款予備費まで歳出合計、予算現額16億7,541万円、支出済額16億255万1,451円、翌年度繰越額0円、不用額7,285万8,549円、歳入歳出差引残高は2,986万1,112円となります。

それでは、まず、国民健康保険に係る全体的な状況を簡単に御説明いたします。参考資料として、付属資料の21ページをお開きください。

資料中段に、国民健康保険の世帯数及び被保険者数の状況が記載してございます。町の人口と世帯数ともに増加しておりますが、国民健康保険の被保険者数、世帯数ともに減少傾向が続いています。

令和5年度の町人口に対する国保加入割合は15.2%となっております。ちなみに平成29年度当時では、町人口に対する国保加入者割合は、19.4%でした。これは75歳の年齢到達により後期高齢者医療に移行する方が多かったことなどによるものと考えられます。また、国保加入者のうち、65歳以上の高齢者の占める

割合が高くなっており、令和5年度現在で48%と被保険者2人のうち1人は65歳以上となっています。

次に、令和5年度国民健康保険の制度改正といたしまして、賦課限度額の引上げや所得判定基準額の見直し、産前産後保険料の免除、出産育児一時金の引上げ等の制度改正がありました。

国民健康保険税の税率については、制度改正部分を除き、前年度から変更はありませんでした。

付属資料の20ページを御覧ください。

決算の状況のうち、歳入におきましては、国民健康保険税の調定額が昨年度より減になった影響で、収入済額も減となっておりますが、徴収率に大きな差はございませんでした。

歳出におきましては、国保の歳出構成比のうち約7割を占める保険給付費が0.9%の増、事業費納付金が給付費の増や県の国保財政の事情等により、10%の増となりました。

国民健康保険特別会計の歳入に係る全体の伸びは0.1%、対して事業費納付金の増等により、歳出全体の伸び率はプラス3.5%、財源不足による基金取崩しまでは至りませんでした。令和4年度決算による令和5年度への繰越金が8,200万だったのに対し、令和5年度の歳入歳出差引額は約3,000万弱と大幅に減少したため、6年度の財政状況が厳しい状態となっております。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書の説明をいたします。

決算書の6ページをお開きください。

歳入、1、国民健康保険税、1款国民健康保険税、節ごとの収納率が説明欄に記載されております。現年度分全体の収納率は96.48%、前年度96.74%でしたから、0.26%の減、一方、過年度分全体の収納率は17.35%、前年度は14.47%でしたので、前年度から2.88%の増となりました。

若干現年度が減となりましたが、現年度未納者への早期催促をすることで、未納の抑止をできるだけ努めたことに加え、過年度分については税務課と連携して滞納者に折衝したこと等によるものと考えられます。不納欠損は22件となっております。

続きまして、7ページ、2款使用料及び手数料、督促手数料徴収分になります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、こちらは出産育児一時金に充てられるものです。

4款県支出金、2項県補助金、保険給付費に交付される普通交付分と特定健診事業費や国民健康保険事業費納付金など、市町村の個別事情に応じて交付される特別交付金があります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、保険税減税分や職員給与費など一般会計から繰入れしております。約253万円、全体で2.6%の増となっております。

続きまして、9ページ、8款諸収入、1項延滞金、約100万円の増となっております。

ります。

同じく8款諸収入、4項雑入、第三者行為、いわゆる交通事故により受診した医療費が返還されたものや、誤って国保の被保険者として受診した分の医療費返還金などです。第三者行為により返還された件数は2件です。

次に、歳出、11ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、一般事務費及び賦課徴収費中、賦課徴収事務に係る会計年度任用職員の報酬や医療給付事務の共同電算処理委託料などを支出しました。

総務費全体としては、昨年度より75万9,790円の増、率にして4%の増となっております。

続きまして、2款保険給付費、1項療養費、1目一般被保険者療養給付費、医療機関で受診した医療や入院などの医療行為に係る費用のうち自己負担分を除いた被保険者が負担するものです。

受診件数5万4,207件は、昨年度より減になったものの、給付費は1,121万9,613円増となっております。

続きまして、13ページ中段、3目一般被保険者療養費、こちらの受診件数795件は、昨年度より12件の減、額にして27万4,336円マイナスとなっております。

同じく13ページ、2項高額療養費2,194件、昨年度より88万2,726円の減、ここ数年、1人当たりの給付費の伸びにより増加傾向であった高額療養費ですが、令和5年度はその伸びに鈍化が見られました。

少し飛びまして、15ページ、4項出産育児費、出産育児一時金、令和4年度まで1人当たり42万円の一時金が令和5年度から制度改正により50万円に増額されました。件数は7件、昨年度より4件の減となっております。その下、5項葬祭費1件5万円で22件分を支給、昨年度より7件増となりました。

3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、前年度から約4,500万円、率にして10%の増となっています。この納付金は、市町村から徴収した納付金を特別会計として県が運営し、県内市町村の国民健康保険給付費等交付金普通交付分に充てられるものです。開成町は、1人当たり医療費が県内で高い水準であることが影響し増となっております。

16ページ中段、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、この事業費は、40歳から74歳の被保険者に対して、特定健康診査や特定保健指導に係る経費、医療費通知などの医療費適正化事業に関する経費などを支出しております。

令和5年度特定健診の受診率は36.9%、昨年度と比べ4.2%減となりました。

続きまして17ページ、2項保健事業費、1目保健普及費、人間ドック助成費は1人当たり2万円を限度として120人に助成いたしました。こちらも昨年度から20人ほど減となっております。

18ページ、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険

税還付金、遡及して資格喪失した方などへの保険税還付金等になります。

19ページ、2項基金費、財政調整基金積立金、令和5年度の積立てはございませんでした。

最後に20ページ、実質収支に係る調書をお開きください。

実質収支に係る調書、1、歳入総額16億3,241万2,563円、歳出総額16億255万1,451円、歳入歳出差引額2,986万1,112円、翌年度へ繰越すべき財源は0です。実質収支額は2,986万1,112円となります。

決算に関する説明は以上となります。

なお、前年度との比較等につきましては、付属資料で御確認ください。

以上となります。

○議長（山本研一）

以上で、認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を終了します。

日程第9 認定第3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

それでは認定第3号 開成町介護保険事業特別会計につきまして御説明をさせていただきます。

ファイル版につきましては、10、認定第3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）のファイルをお開きください。ファイル名が10のものです。

まずこちらの2ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算総額。

歳入、歳入予算現額14億3,806万円、歳入決算額14億2,154万8,492円。歳出、歳出予算現額14億3,806万円、歳出決算額13億8,843万4,359円、歳入歳出差引額は3,311万4,133円、うち基金繰入額0円。

令和9年9月3日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、山神裕。

次のページ、3ページをお開きください。令和5年度歳入歳出決算書になります。

歳入は1款の保険料から9款の総収入まで歳入合計予算現額14億3,806万円、調定額14億2,404万1,862円、収入済額14億2,154万8,492円、不納欠損額88万6,440円、収入未済額160万6,930円。

続いて4ページを御覧ください。歳出でございます。1款の総務費から7款の予備費まで、歳出合計、予算現額14億3,806万円、支出済額13億8,843万4,359円、翌年度繰越額0円、不用額4,962万5,641円、歳入歳出差引残額は3,311万4,133円でございます。

次に、会計全体の決算状況について御説明をさせていただきます。大変恐れ入ります。ファイル名、別ファイルになります。07、認定第1号から第8号共通令和

5年度開成町歳入歳出決算書、付属資料の③を御覧ください。付属資料③の22ページをお願いします。

まず22ページ、左上の表歳入でございますが、前年度と比較して、8,947万3,000円、6.7%の増となっております。

1の保険料は、被保険者数が前年度より39名増え、4,693人となったことにより、前年度比で439万1,000円、1.4%の増となりました。

3の国庫支出金から5の県支出金につきましては、歳出側の保険給付費及び地域支援事業費との見合いになってございます。

右上の表、歳出でございますが、前年度と比較いたしまして1億65万6,000円、7.8%の増となっております。歳出の91.7%を占める2の保険給付費は前年度と比較して1億を超える増となっております。

右下の表②徴収方法別収納状況を御覧ください。現年分特別徴収につきましては還付未済を含んでおりますので、収納額が調定額を上回っておりますが、収納率は100%となっております。現年分と滞納繰越分を合わせますと全体で99.2%の徴収率となります。

同じファイル1ページ、次のページをおめくりいただいて、23ページを御覧ください。上の表、要介護者支援認定者数でございます。年度末の認定者数の内訳は、65歳以上の第1号被保険者数が819人、40歳以上の第2号被保険者数が25人で合計844人、前年比51人増の認定となっております。

続いてその下の表、サービス利用状況です。

①の施設サービスの実績は年度末時点で前年から12人増の合計112人となっております。

②の居宅サービスです。延べ受給者数については、一番右の欄にございますように、147人増の6,207人となっております。

③地域密着型サービスです。介護度別の人数は資料記載のとおりとなっておりますが、延べ受給者数は72人増の1,992人増となっております。

右側の④サービス種類別年間利用件数でございます。介護サービスと介護予防サービスを合わせた件数で表記してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

全体の傾向といたしまして、高齢者人口や要介護認定者数の増に伴いまして、各サービス等の利用件数も増加してございます。この傾向につきましては当面の間、続くことが予想されてございます。

続きまして歳入歳出決算の事項別の御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、決算書のファイル、ファイル10認定第3号 決算認定についてにお戻りください。

こちらのページ6ページをお開きください。6ページから10ページが歳入、11ページから22ページが歳出となっております。こちらについては特徴的な項目についてのみ御説明をさせていただきます。

まず歳入6ページを御覧ください。一番上の1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、65歳以上の被保険者からの保険料で、先ほど御説明したとおり1節現年度分は39名増の影響による増となっております。なお、2節滞納繰越分については転入や死亡などの理由によりまして8名分88万6,000円を不納欠損処理をさせていただきました。

続きまして次のページの7ページ、中段下の4款1項支払基金交付金、1目介護保険給付費交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者分として各医療保険と一体的に徴収した介護保険料から支出するサービス給付費の100分の27の比率で社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので給付費の増に伴いまして前年度比約2,540万円の増となっております。

歳入全体の基本的な考え方でございますが、介護保険給付費に係る財源の負担の原則は、国25%、都道府県12.5%、町12.5%の計50%を公費で賄い、その他給付以外の事業の財源はそれぞれの負担割合に応じて国県などから交付されてございます。

続いて11ページになります。歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は介護保険事業を運営していくための人件費やシステム等の費用になってございます。

次のページ12ページを御覧ください。2項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費でございます。1市5町で共同設置している足柄上地区介護認定審査会の負担金で、令和5年度は本町分として844件を認定してございます。

次の13ページを御覧ください。2款保険給付費になります。このページから18ページまでが保険給付費になってございます。前年度と比較すると、科目によつての増減はございますが、給付費全体としては1億14万円の増となっております。特に前年度から大きく増えるものについて御説明をいたします。

まずは13ページ中段やや上の1目居宅サービス給付費でございます。訪問通所介護などに係る給付になりますが、給付件数につきましては498件の増、金額では2,787万円の増となっております。

次に同じページ、3目施設介護サービス給付費です。老人保健施設などの入所に係る給付になってございますが、給付件数は222件の増、金額では6,436万円の増となっております。

続いて18ページを御覧ください。18ページ下段の3款地域支援事業費、1項介護予防日常生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、説明欄同名となります。

こちらは要介護認定者及び対象事業者の中小介護及び訪問介護サービス利用にかかる費用となっており、対象者の増加に伴いまして前年度と比較し、件数で177件、金額で約586万円の増となりました。

続いて19ページ上段です。2目一般介護予防事業費、説明欄、一般介護予防事業費を御覧ください。

介護予防把握事業においては、前年度に実施したアンケートに対象者を抽出し訪問看護等を実施の上必要な対応を図ってございます。

介護予防普及啓発事業につきましては、地区巡回型の介護予防教室として、フレイルチェック測定会を各地区の自治会館等で実施し、延べ252名の参加がございました。

続きまして20ページ中段を御覧ください。2項、2目包括的支援事業費になります。この事業は医療、介護、介護予防、生活支援について総合的に取り組む事業で、認知症をテーマとした講演会の実施、社会福祉協議会に委託し、生活支援体制整備事業を実施するなど地域での支え合い活動を支援をいたしました。

最後に23ページをお開きください。23ページ、実質収支に関する調書です。

1、歳入総額14億2,154万8,492円。

2、歳出総額13億8,843万4,359円。

3、歳入歳出差引額3,311万4,133円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額3,311万4,133円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

以上で、認定第3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の細部説明を終了します。

日程第10 認定第4号 決算認定について（給食事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは認定第4号 決算認定について（給食事業特別会計）について御説明をさせていただきます。ファイルナンバーは11となります。認定第4号 決算認定について（給食事業特別会計）をお開きいただきたいと思います。2ページを御覧ください。

給食事業特別会計歳入歳出決算総額。歳入、歳入予算現額1億1,747万3,000円、歳入決算額1億1,215万1,185円。歳出、歳出予算現額1億1,747万3,000円、歳出決算額1億1,102万5,469円、歳入歳出差引額は112万5,716円です。うち基金繰入額は0円となっております。

令和6年9月3日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、山神裕。

3ページに移ります。令和5年度歳入歳出決算書になります。

歳入は1款諸収入、2款繰入金、3款繰越金となります。

歳入合計は、予算現額1億1,747万3,000円、調定額1億1,239万7,545円、収入済額1億1,215万1,185円、不納欠損額0円、歳入未

済額 24万6,360円となります。

4ページに移ります。

歳出は1款給食事業費、2款予備費となります。

歳出合計は予算現額1億1,747万3,000円、支出済額は1億1,102万5,469円、翌年度繰越額0円、不用額644万7,531円、歳入歳出差引残額は112万5,716円となります。

6ページに移ります。歳入歳出決算事項別明細書です。

歳入、1款諸収入のうち1項給食納付金、1目給食納付金、1節現年度分につきましては、各園学校の園児・児童・生徒・教職員、非常勤職員等の収納を行ったものでございます。

なお、収入未済額24万6,360円のうち、1節現年度分18万3,580円につきましては、収納代行のNTTファイナンスからの町への入金タイムラグにより発生した部分がほとんどでございまして、現時点で令和5年度における5年度分の収入未済はございません。

2節滞納繰越分につきましては、未納世帯が町外へ転出したことなどの事情によりまして、一部が未徴収の状態となっており、引き続き折衝を行っているところでございます。

2款繰入金、一般会計繰入金452万5,231円につきましては、幼児教育及び保育の無償化に伴う副食費減免分に対する補填及び食材料費高騰対策として補填をしたものでございます。

7ページに移ります。歳出です。

1款給食事業費、1項給食材料費、1目一般管理費、出納の口座処理において発生するWEB-FBサービス利用料となります。

2目給食材料費は各園・学校における園児・児童・生徒・教職員等の給食材料費として、1億1,101万2,269円となります。

2款予備費の支出はございません。

8ページに移ります。実質収支に関する調書です。

1、歳入総額1億1,215万1,185円。

2、歳出総額1億1,102万5,469円。

3、歳出歳入差引額112万5,716円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、1から3いずれもございません。

5、実質収支額112万5,716円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。なおファイルナンバー07、令和5年度決算附属資料24ページに、給食納付金額実施回数、園児・児童・生徒数等を記載してございますので、参考にいただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

以上で、認定第4号 決算認定について（給食事業特別会計）の詳細説明を終了します。

暫時休憩といたします。

再開を14時55分としますが、再開後は説明する課長以外は出席しなくても結構です。

午後2時40分

○議長（山本研一）

再開します。

午後2時55分

○議長（山本研一）

日程第11 認定第5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、認定第5号 決算認定について、令和5年度開成町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。ファイル名12、認定第5号 決算認定について、並びにファイル名07、認定第1号から8号共通令和5年度開成町歳入歳出決算書付属資料、参考までにお開きください。

それでは、決算書2ページをお開きください。

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算総額。

歳入、歳入予算現額2億6,944万円、歳入決算額2億7,172万5,233円。歳出、歳出予算現額2億6,944万円、歳出決算額2億5,394万1,571円、歳入歳出差引額1,778万3,662円、うち基金繰入額0円。

令和6年9月3日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、山神裕。

次の3ページをお開きください。歳入です。

令和5年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで、歳入合計、予算現額2億6,944万円、調定額2億7,207万7,813円、収入済額2億7,172万5,233円、不納欠損額23万6,120円、収入未済額11万6,460円。

続いて4ページ、歳出です。

1款の総務費から4款の予備費まで歳出合計、予算現額2億6,944万円、支出済額2億5,394万1,571円、翌年度繰越額0円、不用額1,549万8,429円、歳入歳出差引残額は1,778万3,662円です。

それではまず、被保険者の推移についてを御説明いたします。付属資料の22ページを御覧ください。

令和5年度末の被保険者数は2,652人で、前年度から96人の増、率にして3.76%の増です。

後期高齢者医療特別会計の構成について。後期高齢者医療特別会計では、歳入構

成比のうち、1の後期高齢者医療保険保険料が84.8%を占め、歳出では、2の後期高齢者医療広域連合納付金が99.3%を占める構成となっております。歳入で保険料として収納したものを、歳出の納付金として広域連合へ納める仕組みとなっております。

それでは、決算書にお戻りください。決算書6ページをお開きください。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、現年度分保険料決算額2億3,018万1,300円、現年度分保険料は前年度と比較して206万1,520円増となっております。被保険者の伸びとともに収納率も伸びています。

現年度分特別徴収保険料の収納率は100.2%、100%を超えているのは還付未済金があるためです。

その下、現年度分普通徴収保険料収納率99.7%、その下、過年度分普通徴収保険料の収納率は、49.9%、歳入のうち不納欠損は23万6,120円で、1名分を欠損しました。

3款繰入金、一般会計繰入金、決算額3,366万4,719円、こちらは低所得者保険料軽減分や徴収等に係る事務費等を県負担分と合わせて一般会計から繰り入れているものです。329万1,365円増となっております。

4款繰越金、決算額709万6,894円、前年度から649万2,440円増となっております。

5款諸収入、4項償還金及び還付加算金、決算額50万1,200円、広域連合からの保険料還付金財源措置によるもので、死亡等による過年度保険料の還付金相当分になります。

続きまして、歳出、8ページになります。

1款総務費、1項一般管理費、決算額157万2,192円、後期高齢者医療事業に係る印刷費や通信運搬費などの事務費、会計年度任用職員等の方針を支出しました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、決算額2億5,204万129円、前年度から112万1,310円の増、高齢者の伸びにより納付金も増加しております。

3款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、1目還付金、決算額32万9,250円、死亡等による過年度保険料の還付30件分を還付いたしました。

10ページ、実質収支に係る調書でございます。歳入総額2億7,172万5,233円、歳出総額2億5,394万1,571円、歳入歳出差引額1,778万3,662円、翌年度へ繰り越すべき財源は0でございます。実質収支額1,778万3,662円となります。

決算に関する説明は以上となります。

○議長（山本研一）

以上で、認定第5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の細部説明を終了します。

日程第12 認定第6号 決算認定について（駅前通り線周辺土地区画整理事業

特別会計)の細部説明を担当課長に求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長(柏木克紀)

それでは、認定第6号 決算認定について(駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計)について御説明をさせていただきます。

ファイル名13、認定第6号 決算認定について(駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計)をお開きください。まずは2ページを御覧ください。

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算総額です。

歳入、歳入予算現額12億5,658万2,194円、歳入決算額7億9,960万1,160円。歳出、歳出予算現額12億5,658万2,194円、歳出決算額5億8,877万1,767円、歳入歳出差引額2億1,082万9,393円うち基金繰入額0円。

令和6年9月3日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、山神裕。

3ページを御覧ください。令和5年度駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入につきましては、1款使用料及び手数料から5款町債まで歳入合計、予算減額12億5,658万2,194円、調定額7億9,960万1,160円、歳入済額7億9,960万1,160円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

4ページを御覧ください。

歳出につきましては、1款総務費から3款予備費まで歳出合計、予算現額12億5,658万2,194円、支出済額5億8,877万1,767円、翌年度繰越額は5億5,371万697円、不用額1億1,409万9,730円、歳入歳出差引残額は、2億1,082万9,393円となります。

6ページを御覧ください。歳入歳出決算事項別明細書にて、特徴的な部分を御説明させていただきます。

歳入です。3款繰入金、1目他会計繰入金、一般会計繰入金として一般会計からの繰入金となります。

7ページを御覧ください。歳出です。

2款事業費、16節公有財産購入費です。公有財産購入費といたしまして、11筆3,252平方メートルの用地の取得をしたものでございます。21節補償補填及び賠償金、こちらは工作物等移転補償費として、用地を購入した土地の家屋や工作物等を保障したものでございます。

9ページを御覧ください。実質収支に関する調書となります。

1、歳入総額7億9,960万1,160円。

2、歳出総額5億8,877万1,767円。

3、歳入歳出差引額2億1,082万9,393円。

4、翌年度へ繰越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額7,661万697円、(3)事故繰越し繰越額2,000万円、計9,661万697円。

5、実質収支額1億1,421万8,696円となります。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

説明は以上となります。なお、昨年度の比較につきましては、ファイルナンバー07、認定第1号から第8号共通令和5年度開成町歳入歳出決算書③付属資料26ページに載せてございますので、併せて御確認ください。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

以上で、認定第6号 決算認定について（駅前通り線周辺土地区画整理事業特別会計）の細部説明を終了します。

日程第13 認定第7号 決算認定について（水道事業会計）、日程第14 議案第38号 令和5年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての細部説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは認定第7号について御説明いたします。ファイル名14、認定第7号 決算認定について（水道事業会計）をお開きください。

初めに、決算書9ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度開成町水道事業報告書でございます。

1、概況。（1）総括事項、令和5年度末における給水装置使用数は前年度比24個増の8,344個となり、給水人口は前年度比64人増の1万8,609人となりました。また料金徴収の対象となった、年間総有収水量は、前年度比4,296立方メートル増の204万1,543立方メートルとなりました。

水道施設については、主に管路の布設替え工事及び機械装置の更新工事を実施しました。また、令和4年度に着手した開成駅前公園緊急遮断弁更新工事が完了しました。なお、榎下浄水場ポンプ盤等更新工事については、半導体・樹脂を使用する部品が世界的な供給逼迫により、納品日に大幅な遅れが生じたため、年度内の完成に至りませんでした。そのため予算を令和6年度へ繰り越し、工事を継続しております。

経営状況については、収益的収入は2億4,639万9,757円で、給水収益等、他会計補助金が主な財源となっております。

なお、他会計補助金は、令和5年度に実施した水道料金基本料金減免分と、電気代高騰に対する一般会計からの補助金になります。

収益的支出は2億1,983万6,188円で、原水浄水配水及び給水費と減価償却費が大きな割合を占めています。この結果、当年度純利益は2,656万3,569円となりました。

資本的収入及び支出については、資本的支出は1億4,841万3,133円で、増設改良費と企業債償還金が主な内訳となっております。

次に、決算書の2ページをお開きください。令和5年度開成町水道事業決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出です。こちらは、水道事業の経営運営を行うための経常的収支予算に対する決算状況を表したものでございます。

収入です。第1款水道事業収益の収入予算合計額が、2億7,127万1,000円に対しまして、決算額は2億6,456万2,168円で、予算に対して670万8,832円の減となりました。

次に支出です。第11款水道事業費用の決算額は2億3,211万9,341円となっております。

次に3ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出です。この項目は、水道水を供給するための水道施設を新設や改造などの投資的経費の収支予算に対する決算状況を表したものでございます。

収入です。第2款の資本的収入の予算合計額が、6,757万3,000円に対しまして、決算額は2,176万5,700円となり、4,580万7,300円の減となりました。

支出です。第12款資本的支出の決算額は、1億5,518万7,378円となっております。なお、欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、公営企業の会計処理基準にのっとり補填してございます。

次に、17ページからの収益費用明細書及び資本的収支収支明細書で御説明いたします。

収益的収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、水道使用料になります。こちらは説明欄にございますとおり、令和5年度に調定した給水収益4万9,971件分となっております。前年度比50万806円増となっております。今年度も2期分、4か月分の基本料金額の減免を実施しました。

その下、給水工事加入金になります。こちらは令和5年度に調定した水道利用加入金105件分となっております。

続きまして、18ページをお開きください。収益的支出11款水道事業費用、1項営業費用、1目原水浄水配水及び給水費になります。こちらは水質検査、滅菌装置の保守点検、電気設備保安の委託等水道施設の維持管理に必要な経費となっております。

続きまして20ページをお開きください。資本的収支明細書になります。この項目は、水道水を供給するための水道施設の新設や改造などの投資的経費の状況を表したものでございます。

資本的収入です。2款資本的収入、2項負担金、1目他会計負担金、消火栓設置費負担金、こちらは消火栓11基の更新に係る一般会計からの負担金となっております。

続きまして21ページをお開きください。資本的支出、12款資本的支出、2項

増設改良費、1目排水施設整備工事費、説明欄、既存の水道施設の更新にかかる費用となっております。町道228号線、256号線排水管布設替え工事、第4水源地取水ポンプ等更新工事などとなっております。

続きまして、決算書4ページをお開きいただきたいと思います。令和5年度開成町水道事業損益計算書です。この計算書は、令和5年度の1年間の損益について税抜きで計算したものとなっております。下から4行目、収益から費用を差し引いた額である当年度純利益は2,656万3,569円となりました。

次に5ページをお開きください。こちらは令和5年度開成町水道事業剰余金の計算書でございます。この計算書は、水道事業の企業内に留保している剰余金及び資本の変動額を表示したものでございます。

次に7ページをお開きください。こちらは令和5年度開成町水道事業貸借対照表でございます。こちらは税抜きの表示となっております。この表は、令和5年度末における水道事業の財政状況の資産と負債、資本の部分に区分し、対照した表でございます。

下から4行目、利益剰余金合計4億8,178万6,072円、こちらが令和5年度末における水道事業会計の剰余金となっております。

続きまして、11ページをお開きください。ここから付属資料の説明でございます。最初に御説明いたしました水道事業報告の続きになります。

2、業務です。(1)業務量でございますが、表中の1行目の年度末給水人口は1万8,609人、前年と比較して64人の増となっております。

次に中程、年間配水量です。221万2,642立方メートル、1日平均6,045立方メートルとなりました。

下段の年間有収給水量は204万1,543立方メートルで、有収率は92.3%となっております。

以下、事業収入に関する事項、事業費用に関する事項、使用契約の利子、企業債の概要となっております。後ほど御覧いただきたいと思います。

次に15ページを御覧いただきたいと思います。こちらは令和5年度開成町水道事業キャッシュフロー計算書で資金の流れを表したものでございます。こちらも後ほど御覧いただければと思います。

続いて、16ページを御覧ください。このページは、財務諸表に関する注記でございます。重要な会計の方針、その他、注記を記載してございます。

以降、23ページに固定資産の明細書、27ページに補填財源明細書までにつきましては、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上になります。

○議長（山本研一）

以上で日程第13 認定第7号 決算認定について（水道事業会計）、日程第14 議案第38号 令和5年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての細部説明を終了します。

○都市整備課長（井上 昇）

議案第38号について御説明します。すみません。ファイル名16、議案第38号 令和5年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、をお開きください。

2ページ目の令和5年度開成町水道事業剰余金処分計算書（案）で御説明させていただきます。

この計算書の中において、令和5年度未処分利益剰余金を次年度に目的別に処分するための案を提示してございます。

当年度末残高の未処分利益剰余金は1億2,656万3,569円となっております。このうち建設改良積立金として2,656万3,569円を積み立てまして、残額1億円を翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

以上で日程第13 認定第7号 決算認定について（水道事業会計）、日程第14 議案第38号 令和5年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての細部説明を終了します。

日程第15 認定第8号 決算認定について（下水道事業会計）の細部説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは認定第8号について御説明いたします。ファイル名15、認定第8号 決算認定について（下水道事業会計）をお開きください。

初めに、決算書9ページになります。令和5年度開成町下水道事業報告書でございます。

開成町公共下水道事業は、令和元年度より地方公営企業法の適用による企業会計を導入しました。下水道事業適正に進めていくため、財産情報を把握し、引き続き経営の基盤の強化に努めてまいります。

令和6年3月31日現在の整備面積は、258.9ヘクタールで、前年度比に比べ1.7ヘクタールの増となり、整備人口は1万3,673人で、前年度に比べ85人の増となりました。

有収水量は年間209万3,893立方メートルで、前年度に比べ3万6,698立方メートルの減でした。

令和5年度の下水道整備につきましては、快適で衛生的な生活環境を維持し、河川などの公共用水域の水質保全を図るため、牛島地区、金井島地区において管渠布設工事を実施しました。限られた財源の中、社会資本整備総合交付金を活用しながら未普及地域の解消に向けた整備を進めております。

令和5年度の経営状況につきましては、収益的収入は5億349万2,439円で、下水道使用料と他会計補助金が主な財源となっております。

収益的支出は、4億6,519万9,458円で、流域下水道費と減価償却費が大きな割合を占めています。

収入から支出を差し引いた当年度純利益は、3,829万2,981円となりました。

資本的収入及び支出については、収入は1億8,353万1,443円で、企業債と他会計出資金が主な財源となっています。支出につきましては、2億9,414万6,889円で、主な内訳としましては、建設改良費と企業債償還金となります。

今後も下水道整備を行いながら設備の適正な維持管理などを実施し、住みよい環境づくりを進めてまいります。

次に、決算書の2ページをお開きください。令和5年度開成町下水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出です。こちらは下水道事業経営運営を行うための経常的収支予算に対する決算状況を表したものでございます。

収入です。第1款下水道事業収益の収入予算合計額が5億3,234万1,000円に対しまして、決算額は5億2,697万1,077円で、予算に対しまして、536万9,923円の減となっております。

次に支出です。第11款下水道事業費用の決算額は4億8,318万1,597円となっております。

次に3ページをお開きください。(2) 資本的収入及び支出です。この項目は下水を処理するための施設などの投資的経費の収支予算に対する決算状況を表したものでございます。

収入です。第2款の資本的収入の予算合計額は1億9,763万1,000円に対しまして、決算額は1億8,353万1,443円となり、1,409万9,557円の減となりました。

次に支出です。第12款資本的支出の決算額は3億264万9,155円です。なお、欄外に記載のとおり資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、公営企業の会計処理基準にのっとり補填してございます。

次に16ページからの収益費用明細書及び資本的収支明細書を御説明いたします。

収益費用明細書、収益的収入、1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料、下水道使用料です。説明欄になります。令和5年度に調定いたしました下水道使用料収益3万7,521件分となっております。なお、令和5年度4月に下水道使用料の改定の実施と前年度同様に2期分の基本料金の減免を実施しております。

17ページをお開きください。収益的支出。11款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費、2目流域下水道費、説明欄、酒匂川流域下水道の汚水流入量に応じて負担する維持管理費金の算出となっております。3市7町共同で汚水処理を実施しているところでございます。

続きまして19ページをお開きください。資本的収入になります。2款資本的収入、1項負担金、1目受益者負担金、受益者負担金、説明欄、令和5年度に調停いたしました下水道受益者負担金42件分となっております。

続きまして20ページをお開きください。12款資本的支出、1項建設改良費、1目管路建設費、説明欄、管渠布設工事3件、令和4年度管渠布設工事箇所舗装復旧工事を実施してございます。

それでは4ページをお開きいただきたいと思います。令和5年度開成町下水道事業損益計算書です。この計算書は、令和5年度の1年間の損益について税抜きで計算したものになってございます。

この中から下から4行目、収益から費用を差し引いた額でございます。当年度純利益、こちらが3,829万2,981円となっております。

次に5ページをお開きください。こちらは令和5年度開成町下水道事業剰余金計算書でございます。この計算書は、下水道事業の企業内に留保している剰余金及び資本金の変動額を表示したものでございます。後ほど御確認いただければと存じます。

次に7ページを御覧ください。こちらは令和5年度開成町下水道事業貸借対照表です。税抜き表記となっております。

この表は、令和5年度末における下水道事業の財政状況の資産、負債、資本の部に区分し、対照した表でございます。

下から4行目、利益剰余金合計1億2,501万9,240円でございます。こちらが令和5年度末における下水道事業会計の剰余金となっております。

続きまして10ページをお開きください。ここから付属資料の説明となります。最初に御説明いたしました事業報告書の続きになります。

11ページの2の業務になります。(1)業務量でございます。表示の4行目、年間有収水量は約9万3,893立方メートル、年間処理水量としまして、256万8,160立方メートルとなっております。

以下、事業収入に関する事項、事業費用に関する事項、契約の要旨、企業債の概要となっております。後ほど御覧いただければと思います。

次に14ページを御覧ください。こちらは令和5年度開成町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。こちら資金の流れを表したものとなっております。後ほど御確認いただければと存じます。

続いて、15ページを御覧ください。このページは、財務諸表に関する注記でありまして、重要な会計の方針、その他は注記を記載しております。

2項、22ページの固定資産明細書から32ページの補填財源明細書までにつきましては、後ほど御覧いただければと存じます。

説明は以上となります。

○議長（山本研一）

以上で、認定第8号 決算認定について（下水道事業会計）の細部説明を終了し

ます。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお次回は、明後日 6 日金曜日に一般会計決算の質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後 3 時 3 9 分 散会